

手形の偽造・変造について

—偽造者・変造者の手形上の責任—

山本 雄史*

- 一、はじめに
- 二、偽造・変造の概念
- 三、偽造・変造の手形上の効力
- 四、偽造者・変造者の手形上の責任—権利及び義務について—
- 五、おわりに

一、はじめに

手形の偽造・変造の問題については、既に多数の研究論文が発表されているが¹⁾、手形法の形式主義の意義をこの偽造・変造の問題を通して考え直してみたい。

平成11年3月29日の広島地裁判決を契機として被偽造者の手形責任についての論考が多く見られるが²⁾、本稿では改めて偽造者・変造者の手形責任について論考してみる。

周知のごとく、手形法は要式性・強行性を持ってその特色としている。手形制度は、代替金銭制度の一大法技術であり、その円滑な運用は、技術的法則が軌道に乗ることにより保障されている。手形法の形式主義・要式主義の基礎となるものは、手形の円満確実な流通制度の確保である。形式主義ないし要式主義が手形法の特長であると考えられるに至ったのは、手形がその本質上取引の中において輾転流通すべき流通証券であることに由来す

る。ゆえにこの形式主義が手形の流通確保に貢献する範囲内においては、これを強調すべき理由もまた充分存在するのである。しかし、判例・学説の現状を見ると、手形の要式性を強調するあまりかえって手形取引の安全性を害し、社会通念に反する結果を招いてしまっている場合がある³⁾。

手形の偽造・変造の問題に関しても、衡平の観念と手形の形式主義の衝突はいたるところに展開されている。このうちいくつかの事例についてみると、偽造者または手形に署名していない変造者は、不法行為責任を負うが⁴⁾、手形に署名していないので、「署名無ければ責任なし」の原則により、手形上の責任を負わないというのが従来通説である^{5,6)}。また、変造前の手形署名者は過失ある場合でも変造後の文言による責任を負わないと一般に解されていること等である。これは、手形債務は手形行為によってのみ生ずるものであるとする一般原則より導かれる論理的結論である。しかし、手形債務の発生を要式的書面行為たる手形行為の存在にかからしめたのは、手形取引の安全保護の要求を満たすためである。ゆえに前述したこれらの問題を解決するに当たっても、みだりに形式論理にとらわれず制度の精神をくんで、これに臨まなければならない。そこで、手形の偽造・

*本学法職講座・講師

変造の問題を通してこの問題を考察してみる。

二、偽造・変造の概念

(1) 序

現行の手形法・小切手法は偽造・変造の意義については何ら定めておらず、解釈に委ねているのが現状である。

手形理論は手形の流通の助長という点を無視しては、存立しえぬものであるが、手形の流通は債権者の保護と債務者の保護とが均衡を得たときに、はじめて確保できるものであり、取引の安全を強調して手形債権者の保護にのみ傾くときは、手形制度自体が回避されてしまう。この点を考えた上で、偽造・変造の概念を確定すべきである⁷⁾。

(2) 偽造の概念

手形の偽造とは、権限のない者が他人の署名を偽り、その他人が手形行為をしたが如き外観を作り出すことである。すなわち、手形面に不真正な署名を顕現させることである⁸⁻¹⁰⁾。

この外観を作出する方法には関係なく、また偽造者に故意・過失あることは必要としない¹¹⁾。しかし、手形行為存在の外観を作出ことは最小限必要であるから手形行為が形式上無効であるときは、手形偽造の問題は生じてこない。また、他人の署名を偽るものであるから、被偽造者や善意の手形取得者を害することが甚だしいので、刑事上、有価証券偽造罪を構成する（刑法第162条、163条）。しかし、民事上は、偽造者・被偽造者及び第三取得者間に複雑な法律関係を生じるのである。

通説的見解に従えば、他人の氏名をタイプライター等によって打ち出したが、捺印をし

ない場合は、手形行為の必須条件である署名としては不適法であり、手形行為はその外観上存在しないので、手形の偽造の問題は生じてこないことになる。

ところで、無権代理人が自己の署名をなさずに直接本人の署名をした場合（無権限の署名の代理）どう考えるべきであろうか。

無権代理人が自らの署名をして行った手形行為は、偽造ではなくて¹²⁾、手形法第8条（小切手法第11条）の規定する行為である。しかし、無権限の署名の代理はこれと同一に取り扱うことは出来ない。すなわち、これには代理人と称する者自身の署名も無ければ、代理関係の表示も存在しないからである。権限のない者が、他人の署名を偽り、外観を作出したのであるから、手形の偽造として取り扱うべきである¹³⁾。

ただ実質的に考えれば、署名の代理は、手形行為における代理行為の一種であり、無権代理の一場合として取り扱われるようにも考えられる¹⁴⁾。しかし、手形は前述したように、形式的（外形的）に判断するものであるから、この場合も権限無くして他人の署名を作出した場合であるので、偽造として考えるべきであろう¹⁵⁾。

また、一般的に権限なしに他人が手形に直接本人名義を表示（署名）した場合について判例は、行為者が本人のためにする意思をもってなした場合を無権代理とし、そうでない場合を偽造である、としている¹⁶⁾。専ら当該行為が本人のためにする意思を有していたか否かにより、無権代理か偽造かを判断しているのである。

しかし、手形行為の書面性からこれを作成者の意思（本人のためにする意思の存在）というような手形外の事情により決すべきではなく、手形に表示されている者の署名の方式により決すべきである。すなわち、手形に

代理人と称する者の署名、または記名捺印があるかどうかを基準にして、代理人と称する者がその代理方式により手形行為をした場合が無権代理であり、無権限者が本人名のみを表示する代行方式（機関方式）による手形行為をした場合には偽造であると構成すべきである^{17, 18)}。

このように、無権限の署名の代理は偽造であると構成されるが、有権限の署名の代理は偽造ではない。判例によると、適法な代理行為であり¹⁹⁾、適法な代理行為とは認めない考え方²⁰⁾によっても、少なくとも本人自身の手形行為として有効なものとしている²¹⁾。

したがって、自署でないことは、必ずしも偽造の存在を肯定するものではない。自署である限り、偽造ではないとすることにおいてのみ、署名者の自筆が偽造の存在の有無の判断基準となるに過ぎないのである。ゆえに偽造であるか否かを決定する最終的なものは、署名者の権限の存否であるといえる。すなわち、代理権（または、代署権限）の存否により偽造であるか否かが決定されるのであり、手形面上の署名のみについて偽造の存否を決定することは出来ないのである。

また、一部の学説は、署名（自署）の代行を認めている^{22, 23)}。そして判例も、大正4年の大審院判決以来、一貫して有効であるものとしている²⁴⁾。しかし、署名の代理は、署名の本質に反するものであるし、また代理関係の表示が無いので手形行為の代理でもなく、他方代理人自身の署名もない。しかも、法律が署名と記名捺印とを区別している以上、署名は自署に限ると解すべきである。ゆえに、本人・代理人両者いづれの行為としても無効であると解する²⁵⁾のが相当である。

(3) 変造の概念

手形の変造とは、権限がないのに手形完成

後、手形上の記載内容を変更することである²⁶⁾。

変造は手形上の法律関係の内容に変更を加えるのであるから、手形上の効力を有する記載に関する以上、手形の必要的記載事項に限られない²⁷⁾。しかし、変更を加えた結果手形要件を欠くことになれば、これはもはや変造ではなく、手形の毀滅の問題となる²⁸⁾。

なお、署名の変更は、新たに手形行為者とされた者に対する関係では偽造となるが、変更させられた真正署名者については変造となるものと解する²⁹⁾。これは近時の通説といえよう³⁰⁾。

手形法69条は、「文言の変造」といつているが、ここでいう文言とは、手形面の記載事項の全体をいうのであり、一旦真正な署名をした者は、たとえこれが不法に毀損されても、責任を免れるべきではないから、署名の変更も変造の一場合として手形法69条を適用すべきである³¹⁾。

変造は、原則として完成手形について生ずるものであるが、未完成手形、すなわち、白地手形においても変造の問題を生じうる。

たとえば、白地手形で、既に有効に記載されている部分を権限なしに変更すれば、これは白地補充権の濫用ではなくて、変造と解すべきであろう。すなわち、白地の部分に関していえば、署名者が他人を信頼して、この白地部分には約定に従い補充されるべき旨を委託しているので、信頼された者がその約定に反して不当な補充をしたとしても、これより生じる損害は、善意の手形取得者よりも、不当補充した者を信頼した署名者に責任を負わすのが公平だからである。つまり、手形は転々流通することを目的とする有価証券である以上、手形に署名した者（手形行為者）が、手形上の責任を負担するのが、手形の信用証券性維持にもつながるからである。ゆえに法

も白地補充権の濫用があったときでも、署名者は、善意の第三者に対しては、この濫用をもって対抗しえないものとしているのである(手形法第10条・小切手法第13条)。

ところが同じ白地手形においても、すでに記載された部分に関しては、白地の部分におけるような他人への信頼もなく、また濫用の危険性も少ないのであるから、完成手形における記載事項と同様に考えてもよい。ゆえに、このような事項の無権限変更は、完成手形の場合と同様に手形の変造として取り扱うべきである³²⁾。

以上のように偽造は、署名者に関して虚偽の外観を生ぜさせることであり、変造は、手形上の意思表示の内容に虚偽の外観を作り出すことである。このように偽造・変造はともに虚偽の外観を作り出すという点においては同様であり、この外観作出方法は、何らこれを問わないものである。外観(外形)から認識しうる事柄は、偽造・変造とも何ら変わるところはないのであって、その実質において虚偽の署名か、虚偽の内容かの別があるに過ぎない。

三、偽造・変造の手形上の効力

(1) 偽造の手形上の効力

偽造の手形上の効力については、問題となる事項は数多い。この中でも、従来、学説・判例上争いがあり、実際取引社会においても重要な影響を有していた問題で、後述する偽造者の手形上の責任とも関係してくる偽造を追認したときの被偽造者の手形上の責任の存否、及び被偽造者自身の手形上の責任に関して考察する。

ア、偽造手形の追認

無権代理行為は、本人が追認することができ、この追認は、原則として代理行為の

ときに遡ってその効力を生ずる(民法第113条・第116条)。しかし、偽造手形の場合にも、被偽造者は無権代理のときと同様に追認をなしうるか、という問題について、以前の通説・判例は、いやしくも無権限で他人名義の記名・捺印をした以上、それはすべて偽造であり、①偽造は偽造者の利益のためになされ、被偽造者の利益のためになされるものではないこと、及び②非倫理的であること、により絶対的に無効であって、たとえ本人が追認したとしても、それは手形面に現わされている自己の名義を利用して、新たな手形行為をなすものに過ぎなく、その効力は追認のときに生ずるものであって遡及効は認められないとして、追認を否定的に考えていた^{33, 34)}。しかし、近年偽造手形の追認を認める学説が有力となってきている。その理由とするところは、(i)署名の代理の場合を意思伝達機関一使者による本人の行為一であるとする立場から、偽造者を無権限使用者であると解して、無権代理の追認に関する規定を無権限使用者にも準用すべきである、とするもの³⁵⁾。(ii)機関方式の手形行為において権限のないのが偽造であり、事前に権限が与えられた記名・捺印の代行が機関による手形行為として有効である以上、代行のとき、権限がなくても事後に追認があれば、権限の欠陥が補充されるので、偽造の場合にも追認は可能である³⁶⁾。(iii)無権代理と偽造とは、その法律事実において酷似している。しかも無権代理においては、その行為の構成上、行為当事者たる者は無権代理人と相手方であり、本人はただその行為の効果を享受すべき地位にあるに過ぎないのに反し、偽造においては、被偽造者自身が行為の当事者として現わされていて、相手方においてもこのように信じて取引をすることが多い。ゆえに、この行為の締結に対しては、無権代理における本人よりも被

偽造者の方がよりいっそう近く、それだけ信頼も強いといえるので追認を認めるべきである³⁷⁾、というように種々論じられている³⁸⁾。

行為者の意思からいえば、無権代理の場合でも本人の利益のためにするものとは限らず、しかも手形上の表示からいえば、偽造の場合には、無権代理の場合よりもなお一層明瞭に本人のためにすることが表示されているのであるから、通説のいう①の理由は成り立たない。また、②についても非倫理的であるといえ、無権代理も偽造と別段異なるものではない³⁹⁾。手形の書面上に被偽造者を名義人として表示している以上、偽造の主観的意思は別としても、客観的に見れば、名義人に手形上の責任を負わせようとする意思が代理よりも一層強く、直接的に現われているものとみることが出来る。また第三者の手形に対する信頼も偽造の場合には、無権代理の場合よりも強いものと考えられるので、無権代理の場合以上に追認を認めるべき理由が存するものと解する。

もっとも、追認を認める立場においても、また否定する立場で追認のとき、新たな手形行為がされるものと考えても、いずれにしても行為能力の存否は追認のときを基準に決定するほかないのであるし、また時効の進行時点等も手形に記載された満期により決まるので、結果的には差異がなく、あまりこの問題を論ずることは、それほど重大な意味を有するものではないともいえるであろう⁴⁰⁾。ただ、満期後に追認のあったようなとき、債務者である被偽造者を遅滞に陥らさせるためには、追認後再び呈示をしなければならぬか否かという問題については、どちらの考えを採用かによって、結果は異なる。つまり、追認肯定説を採用すれば、再呈示は必要でないが、追認否定説を採用すれば再呈示が必要になるであろう。この場合にも、すでに呈示された者が

自ら追認したのであるから、いつから遅滞になるかを承知で追認したものとみることが、当事者の意思解釈としても相当であるものと解する。ゆえに遡及効を有する追認を認めるのが結論としても妥当であろう。

なお、最高裁も偽造手形の追認を認める趣旨に至っている⁴¹⁾。

また、アメリカ法は、以前は肯定・否定両説の対立が見られたが、統一商事法典第3節404条第1項本文・第2項において明文で、偽造署名の追認を認めるものとしている⁴²⁾。

イ、被偽造者の手形上の責任

被偽造者が、単に不作為にとどまる場合には、追認とみなされることはない。ならば、追認とみられることがない限り被偽造者には手形上の責任が生じないものであろうか。

ドイツにおける多くの学説は⁴³⁾、手形上の責任を生じないものとするとともに、事情に応じて民法上の責任が生じるものとしている。すなわち、ある場合には契約上の義務に違反することになり、またある場合にはドイツ民法第826条による不法行為の責任を生じるものとしている⁴⁴⁾。

わが国の従来通説・判例も、手形上の責任は、法律行為たる手形行為に基づいて認められる責任である。ところが、偽造の場合においては、被偽造者は何ら手形行為をしていない、という理由から被偽造者には手形上の責任はないものと考えていた⁴⁵⁾。

しかし、被偽造者も手形上の責任を負う場合があるものと解する。

手形上の責任を通説のいうように、手形行為のみによって生ずる、と考えるのはあまりにも独断であろう。他の法理によってもこれを認めることが可能であるものと解する。一つの方策として考えられるものに、イギリス法における「傍観による禁反言 (estoppel holding out or standing by) の法理」がある。

この法理は会社法9条、588条、589条等においても認容されているし、判例もまたこのような法理の存在を確認している⁴⁶⁾。

手形の表示は、あたかも商業登記簿上の登記と同様に不特定多数の人により信頼される可能性の多いものである。この商業登記について、会社法908条2項は「故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない」と規定し、商業登記に一種の公信力を認めている⁴⁷⁾。手形上の表示においても、たとえ明文の規定がなくても、これと同程度の公信力は認められてしかるべきである。けだし、手形は信用証券であるからである⁴⁸⁾。このような公信力の生ずる基礎は、原因主義及び外観主義(Veranlassungspinzip und Rechtsscheinprinzip)にこれを求めることが出来る⁴⁹⁾。つまり、その外観の発生に原因を与えた者は、この外観に信頼した者に対して、その外観の示す通りの責任を負うべきであるとする原則である。これはイギリス法の表示による禁反言の責任と同様のものである。したがって、自らが不実の登記をした者、手形でいえば、不実の記載を手形上にした者が、その記載文言に従った責任を負うという結論が導き出されるものと解する。

ただここで問題となるのは、外観をもって対抗される当事者はその外観の発生に原因を与えた者であることを要するわけである。すなわち、偽造署名の放置者は、はたしてこの意味において原因を与えた者といえるかである。つまり、他人が自分の署名を手形上に顕現していることを知りながら消極的にこれを放置することが、積極的に不実記載の発生に原因を与えたことと同視することができるか否かである。

この問題は、会社法14条に規定する名債

貸の責任の法理及び同旨の判例が参考になるものとする⁵⁰⁾。会社法14条にいう「許諾」は、明示の積極的許諾だけではなく、他人がこれを使用しつつあることを了知しながら放任する場合にも黙示の許諾があったものとして考えられている^{51, 52)}。

法の精神(立法理由)ならびに判例の動向が、この様に表示に対する信頼を保護する傾向にあるものと解されるならば、自分の偽造された署名が手形面上に存在し、この手形が流通していることを知りながらこれを放置する者は、この様な不実を知らずに取得した者に対しては、手形上の責任を負うものと解することも法の精神に合致するものと考えられる⁵³⁾。

また、近年、偽造の場合にも表見代理の規定を類推適用して、被偽造者に手形上の責任を認めようとする有力な考え方が強い⁵⁴⁾。最高裁判所も表見代理の類推適用を認める見解を示している⁵⁵⁾。

しかし、表見代理の規定の要件を厳格に解していくと、原則として第三者は代理人による振り出しの事実を知ることもできず、したがって、表見代理規定の適用も受けないことになって、第三者保護(動的安全・取引の安全)の確保にはならなくなってしまうであろう。また、手形授受者の間では、手形行為の代理的關係ということは偽造の場合においては、およそ考えられなかったのであるから、表見代理を類推する実質的基盤も存しないことになる。しかし、前述したように、真実と外観とが異なる場合には、本人に外観を作り出したことに責むべき事由があり、そして相手方がそのような外観を真実であると誤認することについて、十分な理由があるときは、本人にその責任を負わしても差し支えなく、無理に表見代理という実定法に根拠を求める必要もないであろう⁵⁶⁾。

(2) 変造の手形上の効力

変造によって、手形要件を欠くことになれば、手形は抹消による毀滅によりその効力を喪失する。また、変造が裏書について行われ、裏書の連続を欠くことになれば、手形所持人は手形金請求権者としての資格を失うことになる。しかし、本稿ではこれらの問題は取り扱わず、主として変造された手形に署名した者の責任が変造によりどのような影響を受けるかという点について論述する。

ア、変造前の署名者の手形上の責任

手形法第 69 条は、明確に「変造前ノ署名者ハ原文言ニ従ヒテ責任ヲ負フ」と規定している。この規定は、手形債務は手形文言の抹消により消滅するものではない、という法理を前提にしているものであるから、変造前の文言が、認識できる程度に痕跡をとどめているに拘わらず、また、その文言が手形要件であるか否かに拘わらず、変造前の署名者に、変造前の文言に従った責任を負わせるという趣旨である⁵⁷⁻⁵⁹⁾。いったん、有効に成立した権利は、証券の滅失によっては影響を受けないものであるから⁶⁰⁾、変造によって手形上の権利が消滅しないことも認めうるものと解する。この場合も、外観からみれば、変造前に署名した者も、変造後の文言により責任を負い、善意取得者を保護すべきである。しかし、署名者の側からみれば、変造後の文言の作出については、全く関知しえないのであるから、そこまで外観法理（表見法理）を徹底していくわけにはいかない⁶¹⁾。しかし、署名者が過失によって変造に機会を与えたような場合には、これはそれだけの責任があるものと考えられる⁶²⁾。この点に関しては後述する。

変造前の署名者は、原則として、原文言による責任しか負担しないが、このことは原文

言による責任が変造後の文言による責任よりも重い場合でも同様である⁶³⁾。手形所持人が新文言（現文言）を信じて、これに相当な対価を支払って手形を所得した場合でも同じである。つまり、手形債務者に変造により有利な地位を取得させる理由がないからである。しかし、手形所持人をその信頼を超えて保護する必要性もないのであるが、新文言（現文言）の責任しか負担しないものとする、変造前の署名者のために、変造を行った者にその違法な目的を遂げさせ、このような変造の効果を法が確認するような結果を生じてしまうので、やはり原文言にしたがって責任を負うと考えるのが妥当であろう⁶⁴⁾。ただし、再償還金額（再遡求金額）は手形法第 49 条・小切手法第 45 条によって定められた金額によって定まり、手形上の原文言により決定されるものではない。

この問題と関連して考えなければならないのは、署名の変造があった場合の効果をいかに考えるかである。署名の変造は、一面偽造となるとともに、多面変造にもなることは前述した通りである⁶⁵⁾。変造後に手形を取得した者は、多くは変造前の署名を信頼していないであろう。つまり、手形取得当時、手形上にはもはやこの様な署名は存在しなかったのであるから、信頼しようもないということになる。このような変造前の署名者に対して、信頼せずに手形を取得した者に対してまでも、変造前の署名者は原文言に従った責任を負担しなければならないものであろうか。手形法第 69 条の文理解釈からすれば、手形金額の減額変造の場合と同様に、変造前の文言に従った責任を負うべきであるという結論に達する。しかし、このような全く変造前の署名者に対して手形上の権利（手形金請求権・償還請求権）を取得することを期待しなかった手形取得者を、手形の文言証券性に反

してまで保護する理由があるのであろうか。変造前の署名者に原文言による責任を負わせたのは、手形取得者の信頼通りの効果をもたらすことを目的としたものではないことは前述した通りである。がしかし、変造により債務者を免責すべき理由がないのと同時に、他方、手形面に存在する変造前の署名者の署名に少なくとも信頼をおいて手形を取得したと思われる手形所持人を保護することが、衡平の観念（原則）に合致するので、手形の文言証券性に対して例外を認めたものであるといえよう。ゆえにこの場合のように手形取得者側に全く信頼の存しない場合についてまでも、手形取得者を保護すべき必要性も理由も存在しないものと解する。

イ、過失ある変造前署名者の手形上の責任

手形法第 69 条は、変造前の署名者は原文言による責任を負うべき旨を規定しているのは前述の通りである。また、これを拡張解釈して新文言（現文言）による責任を負うべき余地もない。第 69 条についてのみ考える限りにおいては、変造前の署名者にいかに過失があった場合であっても、変造後の責任を負わせることはできない。したがって、変造に同意を与えたことのない変造前の署名者が義務違反のあることを理由として、変造後の文言にしたがった責任を負うことは、認められていない。

ただ、故山尾博士は、署名と交付との間に変造という事実が介在する場合について、署名者は、変造による新たな文言の発生を知らないときにおいても、新たな内容による債務を免れないものとされて、その根拠として「かかる場合を律するに当事者の意思にその根拠を覓めるのは正当でなく、そのいづれに損失を負担せしめるのが衡平であるかによりてのみ、問題が決せられるべきである。……

手形が自己の勢力範囲に存する間に変造が加へられるのであり、しかも、あるいは発行当時それを検する事なくして、支配外に走らしめた取引上の不注意の加わる事も存するが故に、変造による損害は之を善意の取得者に帰せしめる事は能きないものとはならざるを得ない」としておられる^{66, 67)}。

自らの不注意により生じた損失を他人に負担させるのは、近代（市民社会）法の立場からも正当とはいえないから、過失ある変造前の署名者は、変造後の文言による責任を負うべきものと解する。更に、既に発行された手形が、その記載方法の杜撰なため、変造者の変造しうる機会を作り、流通の過程において変造を受け、善意の第三者によって取得された場合も、やはり変造前の署名者は、変造後の文言により責任を負うべきであると解する。

いわゆる過失のよる禁反言の法理からも、このような結論を認めうるし⁶⁸⁾、また、Mull=Erzbach の危険負担の原則（Gefahrtragungsgedanke）もこれを肯定している⁶⁹⁾。

手形・小切手のような、一面変造の危険にさらされている証券を作成し、または署名するにあたっては、細心の注意をして変造の生ずる余地を残さないように注意しなければならない。つまり、記載方法に細心の注意をして変造できるような空間や余白をなくすことが必要である。もし、このような通常取引上当然に要求される注意を怠り、これによって変造が生じた場合には、その損害は過失のある変造前の署名者においても負担すべきであり、このような場合には、この署名者は変造後の文言にしたがって、善意の手形取得者に対して責任を負うものと解する⁷⁰⁾。Müller. Erzbach の危険負担の原則によると、危険を

支配しうる者においてその危険より生じた損害を負担し、その危険に対し、どうしようもない者（*der Gefahr einflußlos gegenübersteht*）—この場合には手形の変造後の取得者—をして、この損害を負担させるものではないという。

ウ、変造後の署名者の手形上の責任

変造後に手形に署名した者は、変造後の手形上の記載を自分の手形行為の内容としているのであるから、手形行為独立の原則より、変造後の文言によって手形上の責任を負う⁷¹⁾（手形法第 69 条前段・第 7 条、小切手法 50 条前段・第 10 条）。

エ、変造の追認

各々の債務者が、自分の債務に関する限りにおいて変造を追認することは何ら妨げない。これは、偽造の追認が認められるのと同様である。しかし、追認の効果は、追認をしたそれぞれの債務者についてのみ生じるものであるから、同一の手形によって、互いに異なる債務を負担する者が生じることは避けられないところである。このような現象は、すでに手形法第 69 条が変造前と変造後という点から債務負担の異なる場合を認めていることから肯定しうる。

四、偽造者・変造者の手形上の責任—権利及び義務について—

(1) 序

「署名なければ責任なし」という原則が手形法上認められている。手形証券の上に署名していない者は、手形上の責任を負うことがないという原則である。

手形法・小切手法上に特に明文規定があるというわけではないが、手形行為が必ず証券

上になされなければならない証券行為であるとされている結果として、当然の論理であるとされている⁷²⁾。

アメリカ統一流通証券法（Uniform Negotiable Instruments Law）の第 18 条は、「本法に別段の定めある場合を除いて、証券上に自分の署名の現われていない者は、その証券上の義務を負わない」と規定していた。また、これを受けついでアメリカ統一商事法（Uniform Commercial Code）の第三編の商業証券法（Commercial Paper）の第 401 条も「証券上に自己の署名が現われていなければ、何人も証券上の責任を負わない」と定めている⁷³⁾。

これらの規定と対比されるイギリス手形法第 23 条も「手形の振出人・裏書人・または引受人としてこれに署名していない者は、その振出人・裏書人・または引受人として義務を負うことはない」と規定している⁷⁴⁾。

このように、各国の法体系において、手形上に署名しない者は手形上の責任を負わないことを原則としている。しかし、これは絶対的な、例外を認めない原則なのであろうか。通説は、これを肯定しているが、そのような絶対的なものではないものと解される。つまり、手形上に自己の署名をしていない者でも、手形上の責任を負うことがありうる。

大阪地裁昭和 33 年 2 月 6 日民事 4 部判決は⁷⁵⁾、無権限の署名の代理人・すなわち、手形上に自己の署名をしていない者・に、手形法第 8 条の手形上の責任を負わした。その理由とするところは、署名の代理をもって手形行為の代理方式として適法なものであるとして、無権限の署名の代理は、手形法第 8 条の無権代理そのものに該当する、としたのである。署名の代理を手形行為の代理の一方式である、とする点については、賛同することができないが⁷⁶⁾、無権限の署名の代理人の手形上の責任を認めるとする結論には賛成で

きる。

また、最高裁は、端的に手形偽造における偽造者に手形上の責任を認めるに至っている⁷⁷⁾。この大阪地裁の判決は、「不法行為上の責任を課す」としているが⁷⁸⁾、不法行為上の責任に加えて、手形法上の責任をも偽造者は負担すべきものである。その根拠は手形法第8条を準用しうるものと解する。これは先の最高裁の判決も認めているところである⁷⁹⁾。また、変造者一本稿で問題とするのは、手形面に署名していない変造者一に関してはいまだ判例も態度を示していないし、通説は、手形行為をしていないという理由で、手形上の責任は生じないものとしている⁸⁰⁾。しかし、この変造者についても、偽造者に対する場合と同様に手形法第8条を準用して手形上の責任を認めることができるものと解する。以下これにつき論述する。

(2)「署名なければ責任なし」の根拠

手形上に署名していない者は、手形上の責任を負わないことについて、手形法上広く認められている原則であることは前述した通りである。しかし、なぜこの原則が認められるに至ったのであろうか。

手形上の権利・義務がいかにして発生するか、という点に関しては旧来より手形学説・手形理論として論じられてきたところである。これを沿革的にみると、初期においては、手形上の権利・義務は諾成契約により生ずるとする考え方が圧倒的であった（諾成契約説 *Konsensualkontraktstheorie*）⁸¹⁾。この考え方によれば、手形の交付は手形契約履行の手段たるものに過ぎず、契約の成立要件ではない。手形は諾成契約たる手形契約によって生じた債権・債務の証拠方法であるにすぎず、その手形上の債権・債務と分離しがたい関係を有するものではなく、当事者は手形以外の証拠

方法により、手形債務の存在を証明することができるとするものであった。

この考え方は、手形が発生した当時の手形取引事情を背景として生まれたものである。つまり、手形発生当初は、手形の両替商を介してのみ手形を利用することができたのである。すなわち、手形は金銭支払の手段として誕生したものであった。これに両替商が加担したのである。

しかし、裏書制度の発生により、手形の歴史においても大展開が起こってきた。すなわち、それまで商人は、両替商・市場の助力のもとにおいてのみ手形を利用しえたのであるが、裏書制度により支払のために誰に対しても交付して、金銭の代用をさせることができるようになった。こういう経済社会になると、手形の流通保護ということが必要となってくる。単に口頭の表示だけでは、手形の第三取得者の保護に不十分であるために、手形行為、ことに引受の方式においては、書面によることを必要とするようになった。この書面性は、引受以外の他の手形行為についても徐々に要求されるようになり、手形取引においては、手形たる証券に重きをおき、証券に記載した文言をもって手形上の権利・義務関係を決定しようとする傾向を生じて、手形理論・手形学説もこの影響のもとに要書契約説 (*Literalkontraktstheorie*) が出現してきた⁸²⁾。そしてこの要書契約説が学界をおさえたことにより、手形上の債務の成立に証券は絶対的に必要なものとされることになり、「署名なければ責任なし」という原則もここにその基礎をおくことになったのである。このようなことから、署名がなければ手形上の責任を生じないとする理由は二つあると考えられる。

ひとつは、手形債務の内容を明確にして手形取引の安全を図ろうとしたことである。つ

まり、目的は手形取引の安全確保にあるのであり、この目的に違反しない限り、手形上の文言と異なった責任を手形に署名した者に負担させたとしても、手形行為を証券行為とした趣旨には反することはないものと考えられる。また、手形（証券）上に署名していない者に手形上の責任を負担させたとしても、この目的に反しない限りにおいては、これを手形（証券）行為であるとしてもこの趣旨には反することはないものと考えられる⁸³⁾。

第二の理由は、厳格な手形債務は、特に慎重な手続であると考えられる署名を行わなくては、他の事由によりみだりに責任を負わされることがないものとして、手形債務者に対する責任感を強くさせるとともに、他方、手形に署名しない者は、手形債務を負わされることはないこととして、不測の損害の生ずることを予防しようとしたものである。かりにも手形取引にたずさわった限りにおいては、予期しない（嚴重な）手形債務を負わされる可能性に脅やかされるときには、すべての人は手形取引を回避することになってしまうであろう。ゆえに、手形にさえ署名しなければ、たとえ手形取引に関係していたとしても、それだけでは手形債務は生じないという安心感を与えて、取引をする必要がある。手形には必要的記載事項として、手形文言を記載することを要求し（手形第1条1号、第75条1号）、手形であることを示さなければならないものとしているのは、手形に署名しようとする者に警告を与えて、これを保護しているのである。手形取引が正常で、かつ円滑に運営されるためには、善意の手形取得者と手形債務者との保護の均衡を保つことにより、はじめて可能となるのである。そして、この「署名なければ責任なし」との原則は、このような要件の下に生まれてきたものである。署名をすれば、手形文言通

りの責任を負わなければならないが、署名をしていない限り、このような（手形）文言責任を負わされる心配はない。しかしこれは、正常な手形取引を前提とした理論である。異常な手形取引についても一律に、この原則を適用しなくてはならないという理由は存在しないものと思われる。

単に手形上に署名していないという一事をもって、手形債務の負担を否定してしまうのはあまりにもこの原則の杓子定規的な適用であり、もし手形上に署名していない者にも手形上の責任を負担させることが手形取引の安全保護からみても、また手形債務者の保護の見地からも妥当であると考えられるときには、この原則を強行してそのまま適用することは必要ないものとする。なお、アメリカ統一流通証券法第18条が「証券上に自分の署名の現われていない者は、その証券上の義務を負担しない」旨を規定していたことは前述した通りであるが、この規定の趣旨は、手形上に署名していない者は、どのような場合にも絶対的に手形上の責任を負わないことを規定したものではなく、手形行為の代理においては、顕名主義によるべきであり、たとえ実質は代理行為であっても、代理人だけが署名して本人が手形上に示されていないときには、その本人は手形上の責任を負わないということを示したものである⁸⁴⁾。これは同一法典第134条・135条に手形以外の別書面による引受の有効なことを認めていることでもわかりうることである⁸⁵⁾。

また、その後のアメリカ統一商事法典第三篇第401条も「証券上に自己の署名が現われていなければ、誰も証券上の責任を負わない」と規定しているが、これも統一流通証券法第18条とその趣旨は異なるものではない。ただ統一商事法典の方は「別書面」による引受は認めなかったが、統一流通証券法にはな

かった第三篇第 404 条 1 項を新設して、証券上に自分自身の署名をしていない者にも、証券上の責任を認めうるものとしている⁸⁶⁾。

(3) 無権限代署者（偽造者）の手形上の責任に関する比較法

手形に署名していない者は、手形上の責任を負わないのであるから、たとえ他人の署名は代署しても、自分の署名はしていない代署人には手形上の責任は生じない。これは署名を代わってする権限を有している場合と、有していない場合とによって結論を異にするものではないと一般に解されている⁸⁷⁾。狭義の無権代理に関する手形法第 8 条も代理人自身の署名が行なわれていない限りこれを適用する余地はないものと解されている。しかし、前掲の大阪地裁・最高裁の判決は、手形上に自己の署名をしていない無権限の署名の代理人（偽造者—最高裁の判決は端的に）に、手形法 8 条の手形上の責任を認めている。結論としては賛成できる。このような考え方を裏付ける根拠として以下諸外国の立法・学説について考察する。

ア、ドイツ手形法の学説

ドイツ旧手形法 95 条は、「代理権なしに代理人として手形上の表示に署名した者は、代理権を与えられていたならば本人が責任を負担したであろうと同じ仕方でも自らが責任を負担する」旨を規定していた。これについて当時の通説は、この条文の適用があるのは、無権代理人が代理人と称したのでなければならぬし、無権代理人が手形上に自からの名前を署名したのでなければならぬものであるとしていた。この見解にしたがうと、その名前が手形上に現われている者だけが手形上の責任を負担するのであり、自分の名前を手形上に示していない偽造者にはこの規定を類推して責任を負わせる理由・根拠もないこと

になる。この当時においても、Adler は、手形偽造者にも類推適用すべきことを主張していた。つまり、「手形法第 95 条は、無権代理人の名前が手形上に現われているときだけ適用されるという通説の見解は、そうでなければ手形に基づく責任（Haftung aus dem Wechsel）が存在しえないという理由によるものであるが、この条文の責任は手形に基づく責任ではなくして、取引上誤った行動をしたことに基づく責任（Wechselmassige Haftung）であるから、この規定はその意味に従って、手形偽造者に拡張されるのが正当である」と論じていた⁸⁸⁾。

わが国の旧手形法は、ドイツの旧手形法と異なって手形行為の無権代理人の責任に関する特別の規定はおいていなかった。ゆえにこの点に関する民法第 117 条が適用されるものであると一般的に考えられていた。しかし、偽造者の責任については一般的に肯定されるに至っていなかった⁸⁹⁾。その後の統一手形法（統一条約）第 8 条に、手形行為の無権代理人の責任について明文で規定するに至ったのである。

現行法の解釈においても多数説は、無権代理人が手形上の責任を負担するためには、手形面にその名前を署名することが必要であるとしている。Staub=Stranz は、「手形上の責任は、無権代理人が手形上に彼自身の署名をしたときのみ発生する。この前提は手形条例（Wechselordnung）が行なわれていた時代には大変争われたものである。手形条例は、すべての手形債務の発生には証券行為（skripturmässiger Eingehung）を必要とするという原則からして、現代のような考え方をとっていた⁹⁰⁾。現在の手形法の文言によれば、上述の前提の必要なことについては、もはや少しの疑問も存しえない⁹¹⁾。注七で述べた代理人による手形署名の三つの可能なや

り方⁹²⁾のうち本人のみの名前をもってするものは、ここでは除外される。手形法第8条の定める代理人の責任は次の場合にのみ生ずる。すなわち、代理人が自分の署名だけをしているのであるが、手形上の文言によって、第三者の名において意思表示をしているものであるということが分かる場合か、または自分の名称とともに本人自身の名称を署名している場合かである。しかし、次のような場合も考えられる。すなわち、代理人は本人の名称をもって署名しているのであるが、手形文言の中へ自分の名称を附記している場合である。(たとえば、『総括的代理人N・Nにより代理されている地主のXは、Yへ金1000ライヒスマルクをこの手形と引換えに支払うように、委託する』という支払委託文言にXの署名をした場合である。このような場合にも第8条の適用があるであろう。代理人N・Nの名前が手形に出ているからである。)

したがって、本条(第8条)は署名者が偽造された場合及び虚無手形の場合には適用がない。この両者については民法の定める不法行為の責任が課せられる。⁹³⁾」としている。

確かにこのような学説は本稿の根拠付けとしては否定的であり、考え方を異にしている。しかし、この中にも「署名なければ責任なし」という原則に一つの例外を認めている点はみのがしえないことである。無権限で他人の署名を代署した者(偽造者)は、手形法第8条の手形上の責任は生じてこないとしながらも、他人たる本人の署名を代署した無権代理人の名称が手形上に現われているときには、手形上の責任を負うとしている点である。これが極めて数少ない例外であったとしても、代理人自身が自分の署名をしていないのにこれに対して、手形上の責任を認めうるとしているのである。前掲例の「代理人N・N」という表示は、決して代理人自身の署名

ではない。誰が署名の代理をしたかということ を明らかにしているにすぎないのである。ならば、署名をしなくとも手形上の責任を負うことはありうることを認めたものといえるであろう。

また、Michaelisは、手形上に署名していない無権代理人の手形上の責任を肯定している。これによると、「手形法は、手形債務の発生に必要なすべての事情が、直接に手形から明らかにならないとしないということを決して要求してはいない。署名の真正かどうかはこの例である。代理人の手形上の責任は彼が署名したということ…自分の名称をもってしてではないが…、その一事により十分理由付けられる。したがって、代理人が自分の名称で署名したときと、本人の名称で署名したときとを問わず、手形上の責任を負うものであり、代理人の名称が手形から明らかにならないという理由で代理人の責任が手形上のものではないとする何らの理由はない。」と主張している⁹⁴⁾。

Michaelisは、たとえ自分の名前をもって自分自身の署名はしなくても、手形に署名したという一事により手形上の責任を負わされるに足りるものとしている。これは「署名なければ責任なし」とい文言性の原則に辻褃を合わせようとするものであろうが、手形上に署名しなければ手形上の責任を負わないという場合の「署名」は、債務負担の目的を持って自分の署名をするという意味である。ゆえに他人の名称を署名しても、それは署名したのだから責任がある、と結論づけていることは、とりもなおさずこの原則の例外を肯定したことに他ならないものであろう。そして、この意味からは、手形法第8条自体が「署名なければ責任なし」とする原則の例外を認めたものといえるものと解する。

このMichaelisの見解に対して、故薬師寺

博士は、「ミハエリスの見解に従えば手形偽造者と代理人の見分けが付かなくなるであろう。彼は署名者が代理人として行動せず、本人なりと振舞った場合には、偽造であるというけれども、所謂代理人（表示機関）は相手方に対して、自己が本人ではないことをいう必要はないから、彼が本人として振舞ったか否かは、手形の授受によっては決し難く、その後における手形の対価として取得した物を、本人のために保管したか、又は自己のために処分したかというようなことから認定するの外ないであろう。」として批判を加えられている⁹⁵⁾。

まさに薬師寺博士の述べられている通りであり、無権限の署名の代理と偽造とを区別することは、きわめて困難である。無権限の署名の代理と本来の無権代理とがだいたい区別し難いものであり、無権限の署名の代理に手形法第8条の準用を認めて、無権限代署者に手形上の責任を認めるならば、偽造者にもまた手形上の責任を認めるべきであり、手形偽造者と代理人との見分けがつかなくなるということをもって *Michaelis* の弱点であるとするのはあたらない批判であろうと考える。

また、*Jacobi* は、前述の如く⁹⁶⁾ 署名の代理を手形行為の代理形式としては認めていないが、これを認める立場に立ってもなお無権代理人が署名の代理をした場合、手形法第8条による責任を負うものと解すべきものとして、端的に偽造者の手形上の責任を認めて以下のように述べている。

「署名の代理を手形行為の代理と認めた場合、無権代理人の名前は手形上に現われていないが、手形上の責任が手形自体から明らかでなければならぬという命題は、法律行為上の責任についてのみ妥当することであり、法定責任については妥当しない。そして手形法第8条にいう無権代理人の法定責任は、代

理人が自分の名前をもって署名した場合でも手形自体からは引き出せない。すなわち、第一に代理人は自分が責任を負おうと意欲するのではなく、第二に彼が代理権を有しないという事実は証券からは明らかでないからである。

手形法第8条は無権代理人の手形上に自分の署名がある場合に責任を認めるが、この自分の署名が本人の名前のみをもってなされたときに責任がどうなるかということがまさに問題であり、法文のこのような表現は何ら問題を解決しないものである。無権代理人の法定責任は、彼が自分の活動により代理権を有するかのような外観を作出したことに基づくのであり、第三者はこれに対する信頼を保護されるのである。勿論ここでは、手形所持人は外観通りの権利（本人に対する権利）を与えられるものではなく、外観作出者である無権代理人に対する権利を与えられるものであるけれども……。だとするならば、無権代理人が直接本人の名前のみを署名したときであったとしても、彼は自分の活動によりその外観上の代理権への第三者の信頼を作出したものであるから、手形法第8条の責任の根拠を認めうる。そして、署名の代理を認めるならば、手形偽造者も手形法第8条により責任を負うことは妥当する。直接本人の名前のみを署名した者が無権代理人として手形法第8条の請求を受けたとき、この者が無権代理どころか偽造したのであると主張して責任を免れるようなことは考えられない。

また、署名の偽造を認めない立場に立ったとしても、手形偽造者の手形上の責任は、手形法8条の類推適用により認められうる。偽造者は、被偽造者が責任を負うべきことと表示することは代理人が本人の責任を表示することと同じであるからである。そして偽造者と無権代理人との唯一の区別は、偽造者が真

実に反して被偽造者と同一人であると自称することにあり。無権代理人が真実（本人と同一人でないこと）を主張するときに責任を負うとすれば、偽造者は不真実（被偽造者と同一人であること）を主張するがゆえに、なお一層責任を負わなければならないのである。」としている⁹⁷⁾。

このようにドイツにおいては、偽造者に対しても手形上の責任は認められるとするのが有力な考え方である。また、手形偽造者に民法の無権代理人の責任に関する規定（B.G.B. 179 I）の適用を認めるとする見解もある⁹⁸⁾。

イ、アメリカ法

本人を示して代理人として署名した者が、代理権を有しなかった場合、本人とされている者には手形上の責任はない。これはアメリカ統一流通証券法第 23 条が、「署名が偽造されたものであるとき、または署名すべき者の授権に基づかないでなされたものであるときは、その署名は全く無効であって……」と規定し、アメリカ統一商事法典第三節第 404 条第 1 項本文が、「権限なしに行なわれた署名は、その名前を記入された者が、これを追認するか、またはそれを自分の署名でないと否認することを禁止されている場合でない限り、その者の署名としては全く無効である。」と規定してことから明らかであろう。代理権があり本人が手形上の責任を負うものと信じてこの手形に署名したり、その手形を取得したりした支出人その他手形所持人に対しては、無権代理人は損害を賠償する義務がある。すなわち、これらの者は代理権があるとする表示に信頼して、その手形に対して対価を提供した者達であるからである。普通法においては、代理人が負っている代理権存在の黙示の担保義務に違反したものとして、そ

の訴訟方式による救済が与えられていた。この点について統一流通証券法第 20 条は、「もし代理人が適法な権限を有していたら、この者は証券上の義務を負わない」とだけ規定してただけであり、代理権を有していないで証券上に署名した代理人の責任については何ら明文規定をおいていなかった。しかし、第 20 条の反対解釈として「もし代理人が権限なくして、本人の名称を署名したならば、代理人は証券上の責任を負わねばならない」と一般に考えられていた。このような反対解釈は、必ずしも論理的とはいえないのであるが、判例は、「この規定（第 23 条）が「彼がもし適法な権限を有していたら」代理人または代表者は証券上の責任を負うことなし、としていることから、もし権限を有しないときには、責任があると解するのは正しい精神的解釈（a fair implication）である」として、正当なものとして採用している⁹⁹⁾。

このようにアメリカの判例は、無権限の署名の代理人に手形上の責任を認めているのである。しかし、権限のないことを知って、手形を引受けた支出人であるとか、同様な悪意の手形取得者に対しては、無権代署者は手形上の責任を負うものではない。

ところで、無権限の署名の代理と偽造との差異について Britton は「代理人が自分自身の名称を付記することなく、本人としようとする者の名称を署名した場合—真の偽造の場合—には、多分（presumably）署名者は、証券上の責任を負わないであろう。つまり、流通証券法第 18 条は『証券上に自己の署名の現れていない者はその証券上の義務を負わない。』と規定しているからである。このような場合には、普通法上の不法行為または準契約より生ずる救済によるべきである」としているのである¹⁰⁰⁾。

しかし、署名の代署者が自分の名前を付記

したとしても、それは手形上の署名とはいえない。つまり、彼は手形に署名した者ではない¹⁰¹⁾。それにもかかわらず、自分の名称を付記したときに手形上の責任を負担しなければならないとされるのは、「署名なければ責任なし」とする手形の文言性の原則の例外を認めたものといえよう。代署の名称の付記は、代署した者が誰れであるかということを確認する手段にしかすぎないのであり、その付記の存否により、手形上の責任を左右するというのは論理的であるとはいえない。ならば、いやしくも無権限の代理署名者に手形上の責任を認めた以上は、偽造者に手形上の責任を認めても、両者が同様なものであると考える以上は差し支えないものと解する。

また、現行のアメリカ統一商事法典第三節第404条は「無権限の署名 (Unauthorized Signatures)」という表題を付して、その第1項に「権限なしに行なわれた署名は、その名前を記された者が、これを追認するか、またはそれを自分の署名でないと否認することを禁止されている場合でない限り、その者の署名としては全く無効である。しかし、この証券を善意で支払った者、または有償で取得した者のためには、その署名はその無権限署名者の署名として効力を有する¹⁰²⁾。」と規定している。この規定は、文面からしても、但し書きで、無権限の署名の代理人に手形上の責任を認めていることは明らかである。ただここでは統一流通証券法当時の前掲の判例と同様、代署者が自分自身の名称を付記することを要件としていないことを注意すべきである。

この条文の注釈書は「第1項の末文は新しい規定である。これは一般に承認されている原則を述べたものであり、無権限の署名は、その名義人の署名としては全く無効であったとしても、実際の署名者に責任を負わした

り、またその署名をした者が得るかもしれない証券上の権利を移転するためには、有効であるとするものである。彼の責任は、担保義務違反により生じた損害賠償責任ではなく、彼が署名した資格から生ずる証券上の責任である。しかし、責任の相手方はその証券を善意で支払い、または取得した者に限定される。署名が無権限で行なわれたことを知って証券を取得した者は、証券上の代署者に対して請求することはできない¹⁰³⁾。」としているのである。

代署者がその名前を証券上に付記していることを、その代署者の証券上の責任発生要件とはしていない。そうであるならば、統一商事法典においては、無権限に他人の署名をした者は、たとえそれが狭義の無権代理人であろうが、偽造者であろうが、そのいずれであるかを問わず、自らが手形上の責任を負うものと解されうる¹⁰⁴⁾。

(4) 手形上の責任を認める根拠理由

ア、序

以上のように、手形上に署名していない者には手形上の責任は生じないとする原則は、手形債務の本質から要請された原則ではなく、手形が輾転流通するに至り、その流通を保護するために、手形行為が証券行為であるとされたことによって生じた原則であり、他面手形に署名さえしなければ、濫りに手形債務を負わされる危険はないものとして手形取引を回避するおそれをなくそうとして生じた原則である。

以下、手形法の規定に中にも、その署名が手形上に現われていない者にも手形上の責任があることを考え、「署名なければ責任なし」という原則も、例外を一切許さない絶対的なものではないことを明らかにし、場合によっては手形に署名していない者にも手形上の責

任を認めたほうがかえってこの原則の趣旨にも合致するものであることを考えてみたい。

イ、手形法の規定

① 手形法第 69 条の規定

手形法第 69 条は「変造前ノ署名者ハ原文言ニ従ヒテ責任ヲ負フ」と規定している。手形の文言証券性を強調していけば、原文言の抹消によって原文言による手形債務は消滅するものと解すべきであり、その署名の抹消を受けた変造前の署名者は手形債務を免れるはずである。ドイツの旧法当時の判例・大審院の古い判例の中には、手形の要式性と文言性を強調して、手形の変造によって原文言が抹消された場合には、手形債務は消滅する、との見解をとっているものもあった^{105, 106)}。しかし、手形法第 69 条は、原文言が残存しているか否か、または原文言を認識しうるか否かということに関係なく、変造前の署名者に原文言による責任を認めている。これは手形法が手形債務の証券債務性を緩和している証拠であろう¹⁰⁷⁾。そしてここでいう変造は、前述したように署名にも及ぶものと解するので、変造の効果として、自分自身の署名が手形上から抹消された変造前の署名者も原文言にしたがった責任を負うものと解する¹⁰⁸⁾。かつては、手形上に署名したことはあっても、現在の手形においては署名者となっていない者が、手形上の責任を負うのであるから、ここにおいても「署名なければ責任なし」という文言性の原則における署名も、少なくとも現に手形上に存在している署名でなければならぬという意味はないわけである。つまりこの限度においては、手形の文言証券性も緩和されている。

② 手形法第 29 条第 2 項

また、手形法第 29 条第 2 項も手形債務の証券性に対する一つの例外を認めたものである。そしてこれも文言証券性の原則の例外を

許している。

手形法第 29 条第 1 項は、手形上に引受の署名をしても、その手形の返還前にこれを抹消したときには、引受を拒んだものとみなし、引受の抹消があれば、その証券は返還前になされたもの…つまり、有効な抹消である…と推定している。そして、この規定を受けて第 2 項で更に「前項ノ規定ニ拘ラズ支払人が書面ヲ以テ所持人又ハ手形ニ署名シタル者ニ引受ノ通知ヲ為シタルトキハ此等ノ者ニ対シ引受ノ文言ニ従ヒテ責任ヲ負フ」旨規定している。かつて手形に署名したが適法に抹消したことにより、引受の効力はなくなっており、当初から引受署名をしなかったのと同様になっているにも拘らず、文書による引受の通知をしたことにより、引受人としての責任を負うものとする。

ある学説によると、「引受の文言」はその手形の引受の抹消前の文言の意味であるとして、手形法第 29 条第 2 項の責任は、手形行為から生ずる責任であって、単なる通知から生ずる責任ではない、と考えているものがある¹⁰⁹⁾。しかし、引受署名は（完全に）有効に抹消され、引受行為が存在しないにも拘らず、通知によって引受の責任が生ずるといのであるから、これは手形行為による責任であると考えすることはできない。つまりこの規定は、このような通知を受けた者を保護（手形取引の安全を確保）するために、支払人に表示による責任を認めたものである¹¹⁰⁾と解する。したがって、この場合の通知による責任は、かつて手形行為をしたことによる責任ではなく、支払人の通知による責任である。また、手形法条文に「前項ノ規定ニ拘ラズ支払人が書面ヲ以テ所持人又ハ手形ニ署名シタル者ニ引受ノ通知ヲ為シタルトキハ此等ノ者ニ対シ引受ノ文言ニ従ヒテ責任ヲ負フ」とあるからといって、一応引受署名をした後に、

これを抹消した場合にだけ限定すると狭く考える必要はないものと解する。「前項ノ規定」によるというのは、引受けが初めから存在しなかった場合、または初めから無効であった場合をも含むものと考えても、善意の第三者の保護を目的とする第2項の立法趣旨(理由)に合致することがあっても、反するものではない。また引受の文言というのは、引受けが有効になされていたとすれば手形面の全文言により、引受けの内容とされたであろうところの文言と考えればよいのであり、支払人が引受署名をしなくては、引受けの文言は生じてこないと考える必要性はないであろう。そうすると、手形法第29条第2項は、手形に全然署名したことのない者でも、手形上の責任を負担することがあるということを読めたものであり、「署名なければ責任なし」という手形の文言証券性の原則の例外を読めた一場合であるといえる。

③ 手形法第8条規定

次に、手形法第8条の規定も文言証券性の原則の一例外を定めたものであると考えることができる。

「署名なければ責任なし」というのは、手形債務を負担する意思をもって署名しなければ、手形責任を負わないというのが本来の意味である。ところが手形法第8条は、代理人として署名したのであって、自らが手形上の責任を負担しようとする意思をもって署名していない者にも、手形上の責任を負わしているのである。これは「署名なければ責任なし」という文言証券性の例外を設けたものであると考えなければ理由がつかない。ならば、なにゆえにこのような代理人として署名した者に手形上の責任を負わしたのかというと、善意でこの無権代理人から手形を取得した者は、本人に対してこの代理による手形行為の効果が発生するという期待をもって、その手形の

価値を信用したからであり、また他面、他人の代理人として署名した者は、取引社会に対して自分は代理権を有する旨を表示した者であって、この表示の真実について彼は責任を負担すべきものだからである。手形法第8条の責任は、その規定の文言からすれば、署名による責任のようであるが、その実、根拠は、署名を通してなした表示行為にある。つまり、この責任は、意思表示に基づく責任ではなく、法定の担保責任であると考えられる¹¹¹⁾。

以上みてきたように、「署名なければ責任なし」という文言証券性の原則も絶対的なものではなく、手形法はすでにいくつかの例外規定を認めている。これは手形行為を厳格な証券行為(文言証券)であるとする形式主義が、取引社会の信義則により反省を促されて、より柔軟な態度の出なければならぬことを現わしたものである。

(5) 実質的根拠理由

手形上に署名していない者は、手形上の責任を負わないという原則は、通常の取引社会において認められる原則である。無権限の署名の代行・偽造・変造といったような例外ともいふべき異常事態の取引において、しかもなんら保護するにも値しない無権限署名者・偽造者・変造者といったような者にこの原則を適用して、責任を免れさせる理由はない。いやしくも、権限があると表示した者は、この表示に信頼して手形を取得した者や、引受人・支払人に対しては、この表示による責任を認めるべきである。

偽造について従来の通説は、偽造者は手形上に自ら署名を作出して自己名義の手形行為をしたものではないので、手形の文言証券性からしても手形債務を負担させる基礎がなく、また、偽造者の名称は手形上に記載され

ていないので、特に偽造者を信頼した第三者の保護の必要ということも問題にならないとして、不法行為上の責任、刑事上の責任はともかくとして、手形上の責任を負うことはないと解しており¹¹²⁾、判例も従来は同様の立場をとっていた¹¹³⁾。

また、手形の変造についても、変造者はその手形に署名している限りにおいては、その変造した文言にしたがって責任を負うが、全然手形に署名していないときは、不法行為上の責任は別として、手形上の責任は負わないとするのが通説的見解である¹¹⁴⁾。

しかしながら、「署名なければ責任なし」とする文言証券性の手形原則は、前述したように手形債務の確実性を期して、手形取引の安全を確保しようとする原則であるから、この目的に反しない範囲においてのみ、この原則は適用される。そしてこの原則は、手形債務のような厳格な債務を負担するために特に慎重な手続である署名を行うことを必要とし、他の事由によって、濫りにこのような責任を負わされることはないとして、手形債務者にその債務に対する責任感を強化させるとともに、また手形に署名しない者が手形債務を負担するような不測の損害をこうむることがないようにしようとする趣旨である¹¹⁵⁾。手形上に署名しないという一事をもって、手形債務の負担を否定することが、この趣旨に反する場合には、必ずしもこの原則を強行すべきではないものと解する。

偽造者・変造者が、自分が手形上の署名名義人であると表示することはまれであろう。元来、自ら手形上の責任を負担することを欲せず、署名名義人である他人がこの手形責任を負担するというような外観を生じさせることを目的として行為するものだからである。しかし、相手方が過失なくして、その偽造者・変造者を手形行為者であると誤信し、こ

の者と取引するという意思を有するときは、偽造者・変造者に手形上の責任を負担させるべきである。この場合は、他人名義を使用して、自分の署名を為したものとみられぬこともないが、むしろ民法100条の立法趣旨（精神）をも考えて¹¹⁶⁾、手形法第8条により手形上の責任を負うべきものと解する。

また、偽造者・変造者が署名名義人自身であると誤信された場合とは異なり、署名名義人のために行為する者であると誤信された場合においても、手形法第8条による手形上の責任を負担すべきものと解する。

以下手形法第8条の立法趣旨を考慮して手形上の責任を認めるべきことを論及する。

手形法第8条の責任は前述したように、手形上に成立させた代理の実効性を担保させるために、署名者たる代理人に法が認めた特殊な責任と考えるべきである。つまり、手形上の代理表示に従って本人に効果を生ずべきことを、代理人たる署名者が手形上に担保する趣旨のものである。手形法第8条による無権代理人の責任が、その表示による責任であると考えれば、偽造者・変造者が他人のために手形行為をする権限を有するものとして、他人名義で署名をし、または、他人の署名がある手形行為の内容に変更を加えるような場合においても、同じくこのような表示による責任が認められてもよいはずである。これにより、手形の信用性が補強されたとしても、信用を失うようなおそれはいえぬ。だが、無権代理人は手形上に自らの名前を記入しているのであるが、偽造者・変造者は、自らの名前を記入していないので、手形法第8条を直接適用することはできない。しかし、代理と無権限代署（偽造）とが実質的に類似していること、表示による責任を基礎とする手形法第8条の立法趣旨とを考えると、この規定を偽造・変造の場合にも準用できるもの

と解する。

ところが従来の通説は「手形行為の無権代理人が手形上の責任を負うのは、無権代理人がたとえ形式的にしても代理人として証券上に表示されているし、また本人のためにする無権代理人の意思表示が手形上に成立しているからである。ところが偽造者・変造者は、まったく手形面からは判断できず、背後に隠れた者であって、手形上には表示されることなく、また、名義人本人の署名の外観は作出されるけれども、本人のためにする意思表示は成立せず、手形上の責任を帰せしめることもできないので、どのような手形上の関係も生じない。」として手形法第8条を偽造者・変造者に適用することはできないとしている¹¹⁷⁾。

確かに手形法第8条の無権代理人の行為の効果は、従来の通説のいうように、本人のためにする代理人の手形上の意思表示が有効に成立しうるにも拘らず、証券外の実質関係において代理人が代理権を欠くことにより、その効果を本人に帰属できない責任を無権代理人に帰属させるものである。さらに、手形法第8条の適用により無権代理人が責任を負うには、①無権代理人が代理方式を踏んで、代理署名のあること、②証券上に表示された代理人が証券外の実質関係において代理権を欠いて無権代理人であること、③本人の追認がないこと、④相手方が善意なこと、の要件を具備する必要がある¹¹⁸⁾。

しかし、前述したように、被偽造者たる名義人本人について手形行為は本来的には無効であるとしながらも、追認または表見代理の類推適用によって偽造の物的抗弁を制限する理論構成をとるのに、偽造署名を作出した偽造者・変造者の責任を証券外の理論である民法の一般理論たる不法行為責任にゆだねて、手形上の責任はないと考えるのは妥当な解釈

とはいえない。

また、既に何度となく述べたように手形法第8条の規定により無権代理人が責任を負うときにも、自らが手形上にした意思表示の効果を、手形上に出した名義人本人に帰属できない場合に、その義務を自らが負担することによって、手形上の代理の実行を手形関係として担保しようとする趣旨のものである。ゆえに、第三者の信頼を保護するという側面から第8条を考える場合でも、名義人本人に手形上の効果が帰属されるような外形を作り出したことに対する責任であるとみるべきで、このような外形に対する信頼を保護する効果を有するものであって、無権代理人の署名に信頼した第三者を保護する趣旨のものではない¹¹⁹⁾。ならば、偽造・変造の場合においても同様に、手形法第8条によって保護されるべき第三者の信頼は、偽造者・変造者に対するものではなく、名義人本人に効果が帰属するものであろうことに対する信頼であると見るべきである。ゆえに通説のいうように、偽造者・変造者の名称が手形上に記載されていないので、偽造者・変造者を信頼した第三者の保護の問題にならないという見方からの手形法第8条類推に反対するのは当を得たものとはいえない。なお、手形上に署名があることを必要とするのも絶対的な要件ではないことは、前述した手形法第69条・第29条第2項の説明からも明らかであろうと考える。Jacobiはこの点について「(無権限の署名の代理の場合に)代理人が手形に署名したことは手形から知りえないが、手形上の責任はすべて手形自体から、明らかでなければならぬという命題は、法律行為による債務についてのみ妥当し、法定の債務については妥当しない」旨を主張している¹²⁰⁾し、竹田博士も「無権代理人の署名は、本人を義務者とするための署名に過ぎず、代理人自己

のための署名ではなく、代理人の署名の有無はその責任の有無を決すべき理由とはならない¹²¹⁾。」として、手形法第8条が必ずしも無権代理人の署名を絶対的な要件とするものではないことを主張されている。

以上論じてきたように、偽造者・変造者とともに、偽造・変造手形を作出したという表示上の責任として、手形法第8条を類推適用して手形上の責任を負担するものと解するのを相当とする¹²²⁾。また、最高裁の判例も前述した如く、偽造については手形法第8条の類推適用を認めるに至っている¹²³⁾。そして、所持人が偽造について悪意のときは、取引の安全を顧慮する必要はないので、同条の類推適用はないとしている¹²⁴⁾。

しかし、手形偽造者に手形法第8条に基づく責任を認めることに対して、「手形法のような統一条約に基く近時の詳細な立法については、条文を離れすぎた解釈であって賛成できない」との反対もある¹²⁵⁾。だが、統一条約に基く立法といえども、法文に拘泥した解釈をしなければならないという要請はなく、また偽造者の責任は手形法によって解釈されなければ各々の国の民法に従って決せられるのであるから、偽造者の責任について、手形法の適用を認めたとしても統一法の性格(精神)を破ることにはならない。

なお、結論としては偽造者に手形上の責任を認めるものとして他に、(手形偽造の場合において、)手形行為をした者は無権限で本人の署名を代行した偽造者であるとみるので、その者は署名の方法として他人の名称を自己を表示するものとして使用したにすぎず、偽造者に自己の署名に基づく責任を問うる、とするものがある¹²⁶⁾。しかし、手形偽造者が他人の名称を自己を表示するものとして使用したというのであるが、もともと偽造は手形行為の主体を偽るものであるのに、

このように考えるのでは、手形行為の主体を偽るものとはいえず、偽造の概念と両立しない構成であり¹²⁷⁾、偽造概念自体を否定してしまうことになるのではあるまいか。また、偽造者は、他人の名称を自己を表示するものとしてではなく、あくまでも他人を表示するものとして使用しているのであるから、偽造の成立を否定するのであれば別であるが、成立を認めていく限り、他人の名称を自己を表示するものとしたと解することは、偽造の取り扱いに関する限り、事実と反するものである¹²⁸⁾。

一方、手形行為としての署名は事実行為ではなく、それ自体法律行為、少なくとも意思表示そのものであるという立場に立ち、権限なくして他人名義の署名をしたといわれる手形偽造はすべて無権代理行為に還元できる。したがって、いわゆる偽造者が代理権の有することを証明することができなければ、不法行為責任とは別に、手形法第8条による責任を負うことは当然であり、同法条の適用否定論は、手形偽造の意味を、「ある者(A)が他人という仮の名として、ある者(B)自身の手形行為をした場合に限定しているに過ぎない。」と主張して偽造者に手形上の責任を認めるものもある¹²⁹⁾。しかし、前述したように偽造と無権代理とは形式上はあくまでも異なるものであり、すべて偽造を無権代理に還元できるものとは到底考えられない。ゆえに、手形法第8条直接適用という考えは採用できかねる。しかも、署名はすべて意思表示そのものであるとしているのであるが、こう考えたのでは手形法第8条の無権代理人が何故責任を負担するのかという説明にも窮するであろう。やはり、前述したように手形法第8条の類推適用と考える方が素直な解釈といえるのではないか。

(6) 偽造者・変造者の手形上の権利

ここまで偽造者・変造者の手形上の責任について述べてきた。ここで少し偽造者・変造者の手形上の権利につき考察する。つまり、手形法第8条は、手形行為の無権代理人の責任を認めるとともに、無権代理人が支払いをしたときは本人と同一の権利を有する旨を規定している（手形法第8条一文・二文）。手形の偽造者・変造者にも手形法第8条に基づく責任が認められるとすると、偽造者・変造者も支払いをしたときには、やはり本人と同一の権利を有するということになるのか否かという問題である。

手形法第8条が第二文において、支払いをした無権代理人が本人と同一の権利を有すると定めたのは、無権代理人の保護を図ろうというよりむしろ、衡平の見地に基づく規定である¹³⁰⁾。もし無権代理人が手形上の権利を取得しないことになると、本人から手形上の義務履行の請求を受けるべき手形債務者がたまたま本人に責任がないため代理人が責任を負担したという偶然的出来事によって手形上の義務を免れるという不都合な結果を招くからである¹³¹⁾。ゆえに、本人に損害を負わせる故意で無権代理行為をした無権代理人もやはりこの権利を取得しうるのであるから、手形偽造者・変造者に限ってこの権利の取得を否定すべき理由はない。また、手形法第8条の第二文のみを適用しないとする実質的理由も乏しいであろう。ゆえに、手形偽造者・変造者にも手形法第8条第二文の類推適用が認められ、無権代理人と同様に、本人と同一の権利を取得するものと解する¹³²⁾。

五、おわりに

手形法の指導理念は、手形の流通の保護と債務者の保護とを調和することにある。この

理念がもっとも明瞭に現われるのは、手形の偽造・変造に関する法律関係であるものと考えられる。しかも、従来は手形法の形式主義が強調されていた結果、場合によっては取引の安全を害する結果を招いて、手形法の理念としている債権者と債務者との利益の調和がなされていないことがあった。そこで、この指導理念から手形法をみて、いかにしたら、調和が図れるかという点について論じてきた。つまり、偽造・変造において、偽造・変造の追認の効力を認め、また被偽造者・偽造者・変造者に表示に基づく手形上の責任を肯定した点である。

偽造・変造の追認・被偽造者の手形上の責任に関しては、より早い時期から認めようとする考え方が有力に説かれ、これに賛同する学説も多かったのであるが¹³³⁾、偽造者・変造者の手形上の責任に関しては、あまり広くは認められていなかった¹³⁴⁾。しかし、前掲した最高裁の判決にも見られるように、偽造者については、手形上の責任を手形法第8条の類推適用という理由、偽造者が自己の名称を表示するのに他人の名称を使用したに過ぎないということを理由として肯定する傾向にある。この最高裁の判決後、手形法第8条類推適用説に賛同する見解が多数発表されている¹³⁵⁾。ただ、今だに変造者に手形上の責任を認めようとする見解はほとんど発表されていないのが現状である¹³⁶⁾。偽造・変造はともに形式上からみれば、虚偽の外観作出という同じ形態であるものと解するので、変造者についても、偽造者と同様に手形法第8条を類推して、手形上の責任を認めようものであると考え。こう考えたほうが、より手形法の指導理念に合致するものと解するからである。しかし、変造の場合に手形に何ら署名していない変造者の手形上の責任については、十分に論述しえたものとは思われない。この

点については改めて論及したい。

手形法の形式主義は、手形取引の安全（保護）をその目的としているものであるが、この原則をあまり強行してしまうと、逆に手形取引の安全を害する結果を招いてしまうおそれがある。このように、ただ単に形式主義のみに執着して、取引の安全を害することを考慮していかないと、本来の形式主義の意義（目的）を忘れた卓上の理論となってしまう。ゆえにこの原則もその目的である手形取引の安全ということにより、修正を加えられるべきものであろうと解する。

[注]

- 1) 山尾時三「手形の偽造及び変造」法学協会雑誌第44巻5・6・7号（同「手形法研究」昭和10年、岩波書店、117頁以下）、伊沢孝平「手形の偽造及び変造」法学第6巻5号533頁以下、同「無権限代署者の手形上の責任」民商法雑誌39巻1・2・3合併号・私法論集上・創刊25周年記念特集号、同「手形の無権限署名代署者の手形上の責任」法学論集第8巻2号92頁以下、庄子良男「手形の偽造について」法学第32巻3号、納富義光「手形の偽造及び変造について」法商研究第2巻2号（同「手形法の諸問題」昭和55年・有斐閣、44頁以下）、蓮井良憲「手形の偽造」手形法・小切手法講座第1巻232頁以下（昭和39年・有斐閣）、鈴木竹雄「手形の偽造・変造」伊沢孝平還暦記念論文集・判例手形法・小切手法、山村忠平「手形偽造の成否」手形研究第29号、菅原菊志「手形の無権限署名代理」手形研究第23号、同「手形の被偽造者の手形上の責任」法学第17巻4号130頁以下、竹田省「手形の偽造と無権代理」民商法雑誌第1巻6号913頁以下（同「商法の理論と解釈」昭和34年・有斐閣674頁以下）、砂田卓士「手形の偽造と無権代理」手形研究第71号、中馬義直「手形の偽造と一般外観理論」永田博士・新民法要義完結記念論文集201頁以下、小橋一郎「手形署名の代行と偽造・無権代理との関係」法学教室1号、同「手形偽造者の責任」民商法雑誌第34巻4号575頁以下、同「他人の名の下にする行為—手形偽造の追認と関連して」民商法雑誌第36巻4号479頁以下、上柳克郎「手形偽造と表見代理」商事法務研究第232号49頁以下、同「偽造手形の被偽造者の責任」法曹時報第114号、加藤勝郎「手形の被偽造者の責任」手形研究121号4頁以下、齊藤清実「手形偽造者の手形上の責任」判例タイムズ第239号、長谷川雄一「手形偽造の無権代理的構成に適否」手形研究第238,239号、大塚龍児「有価証券の偽造・変造」現代企業法講座5・有価証券（昭和60年・東京大学出版会）210頁以下等多数存在する。
- 2) 本判決に関する判例研究として、庄子良男・私法判例リマークス2000下・114頁以下、笹本幸祐・法学セミナー548号117頁、森田果・ジュリスト1223号98頁以下、渋谷光義・法学研究74巻11号159頁以下、同「権利外観理論に基づく被偽造者の手形責任」倉沢康一郎先生古希記念・商法の歴史と論理457頁以下 等
- 3) 伊沢孝平「手形・小切手法」新法学全集27・92頁、同「手形法・小切手法」（昭和24年・有斐閣）
- 4) 大審院・民三判・大正12年3月14日、民集2巻103頁
- 5) 松本蒸治「再版手形法」（大正7年・中央大学）75頁、田中耕太郎「手形法及小切手法概論」（昭和17年・有斐閣）204頁、田中誠二「手形・小切手法詳論（上）」（昭和43年・勁草書房）194頁、石井照久（鴻常夫増補）「手形法・小切手法」（昭和50年・勁草書房）110頁、小橋一郎「商法論集Ⅲ（手形法2）」（昭和59年・成文堂）112頁以下、坂井芳雄「裁判手形法（増補第3版）」（昭和54年・一粒社）383頁、納富前掲（1）「手形法の諸問題」68頁以下、大隅健一郎「新版手形法小切手法講義」（平成元年・有斐閣）42頁以下、等
- 6) 但し、最高裁は手形偽造に関しては、何ら権限の無い者が名義人本人が手形上の責任を負うように表示するものとして無権代理と変わりなく、手形偽造者も手形法第8条の類推適

- 用により手形責任を負うものとして、従来の判例理論を変更している。昭和49年6月28日二判、民集28巻5号655頁
- 7) なお、偽造という観念は刑法上の観念であって、手形法上は正確には、真正 (nicht echte) または虚偽 (falsch) の署名と称すべきであり、偽造 (Fälschen) と呼ぶべきではないとの考え方がある。(Breit; Kommentar zum deutschen Scheckgesetz, 1929.23.Anm 3)
- 8) 松本前掲 (5) 73頁、田中 (耕) 前掲 (5) 202頁、山尾時三・新手形法論 68頁 (昭和10年・岩波書店)、伊沢前掲 (3) 「手形法・小切手法」158頁、石井前掲 (5) 106頁、竹田省「手形法・小切手法」32頁 (昭和31年・有斐閣)、田中 (誠) 前掲 (5) 185頁、星川長七・手形法・小切手法 71頁 (昭和46年・成文堂) 他
- 9) 大審院昭和3年7月19日判決・評論第17巻商法 581頁
- 10) 鈴木竹雄・手形法・小切手法 165頁 (昭和32年・有斐閣)、大隅健一郎=河本一郎「ポケット注釈手形法・小切手法」66頁 (昭和39年・有斐閣) は、「権限がない機関方式による手形行為」であるとしている。
- 11) 田中 (誠) 前掲 (5) 186頁
- 12) 大濱信泉「手形及小切手法」151頁 (昭和9年・巖松堂書店)
取締役がその代表資格を冒用して、自己のためにした手形行為は偽造ではない。大審院昭和3年7月19日判決・法律新聞2893号14頁
- 13) Staub=Stranz; Kommentar zur Wechselgesetz, 1934.Art 8.Anm 15
・大審院昭和8年9月28日判決・法律新聞3620号7,8頁「本人のためにする意思なくして本人の名義を冒用して引受行為をなすのは、手形の偽造であり、無権代理行為ではない」
・東京控訴院大正13年5月20日判決・新聞2279号14頁
・東京地裁昭和9年6月7日判決・評論23巻商法 614頁
・東京地裁昭和27年8月15日判決・下民集3巻8号1138頁「記名及び名下の印影が会社の代表者のそれと同一であっても、経理課長が勝手に盗用押捺して顕出した場合は手形の偽造である」
・東京高裁昭和29年2月27日判決・東京高等裁判決時報 (民事) 5巻2号43頁
・東京地裁昭和30年8月23日判決・下民集6巻8号1163頁
・東京高裁昭和32年7月30日判決・金融法務150号14頁
・大阪地裁昭和34年3月10日判決・下民集10巻3号45頁
・東京地裁昭和37年5月25日判決・判時304号32頁
- 14) 判例はこのように考えている。
・大審院大正9年4月27日判決・民録26輯610頁、
・大審院昭和8年9月28日判決・民集12巻12号2369頁、
・最高裁第2小法廷昭和32年2月7日判決・民集11巻2号227頁
また、ドイツにおいても、代理人が直接本人の名義を記載するのは適法であるとするのが通説である。(Staub=Stranz; a.a.o.Art8.Anm 7)。イギリス手形法第91条1項は明文でこれを認めている。
- 15) 鈴木前掲 (10) 162頁、伊沢前掲 (8) 157頁、石井前掲 (5) 106頁、大隅=河本前掲 (10) 79頁、田中 (誠) 前掲 (5) 186頁
- 16) 大審院昭和8年9月28日判決・民集12巻12号2362頁、最高裁第一昭和32年2月7日判決・民集11巻2号227頁
- 17) 蓮井前掲論文 (1) 235頁、服部栄三「手形行為の代理」手形法・小切手法講座第1巻・175頁、小橋前掲論文 (1) 57頁、伊沢前掲 (8) 158頁、鈴木前掲 (10) 163頁、大隅・河本前掲 (10) 49頁、石井照久・改訂商法Ⅱ 436頁 (昭和30年・法文社)、田中 (誠) 前掲 (5) 188頁、
なお、竹田前掲 (8) 25頁は、署名の代理の場合、代理人は代理人として行動し、本人を詐称するものではないから手形の偽造ではない、としている。
- 18) 大阪地裁昭和34年10月30日判決・下民集10巻10号2253頁、大阪地裁昭和34年3月10日判決・下民集10巻3号455頁
- 19) 大審院大正4年10月30日判決・民録21輯

- 1799 頁、大審院昭和 8 年 5 月 16 日判決・民集 12 卷 11 号 64 頁、最高裁昭和 32 年 2 月 7 日判決・民集 11 卷 227 頁、最高裁昭和 37 年 7 月 6 日判決・民集 16 卷 1491 頁
- 20) 松本前掲 (5) 110 頁、田中 (耕) 前掲 (5) 158 頁、山尾前掲 (8) 142 頁、竹田前掲論文 (1) 915 頁
- 21) 竹田前掲論文 (1) 917 頁
- 22) 鈴木前掲 (10) 163 頁、大隅・河本前掲 (10) 19 頁は「他人が書いたものであっても筆跡等により行為者を識別できる以上、その行為者が権限を与えられているならば本人の責任を否定する必要はない」としている。
- またドイツには記名捺印という方法はなく、一般に書面行為につき証書の作成者が自筆 (eigenhändig) で署名することを要する旨の規定が存在する (ドイツ民法 126 条第 1 項・B.G.G. §126 I Ist durch Gesetz schriftliche Form vorgeschrieben, so muss die Unkunde von dem Aussteller eigenhändig durch Namensunterschrift oder mittels botariell beglaubigten Handzerrchens unterzeichnet werden.)。しかし、代理の場合についてドイツの判例は、ここで「自筆で」というのは、代理人の自筆でさえあれば本人名義のものでも良いと解している。つまり、自筆性の要素はただ自己、または他人のために書面上の意思表示をする者が自筆で署名しなければならず、他人を使用してはならないことを意味するに過ぎないものである (Staub=Stranz; a.a.o.Art 8 Anm 7)。すなわち、この第 126 条の規定は、意思表示をする者の自筆を要求するものであるから、代理人の自筆による本人名義の署名は有効であると考えているのである。このような解釈はドイツの学説では通説であるとされ、Heinrich、Lehmann は、正当な解釈からすればこれは不当であるが、長年の確定的判例で認めていることであり、法律解釈の名の下に成立した慣習法として、認めうるとさえ言っている (Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Gesetzbuches, Aufl 7.1952.S202, Allgemeiner Teil, Aufl 10, 1957.S206)。しかし、これに対しては、Rehbein、Karl Adler、Jacobi、らが批判的見解である。Rehbein は意思表示者の自署を必要とするものとし (Wechselordnung,

- Aufl 8, 1908.Art 4 Anm 29)、Adler は、他人による署名は、自筆を偽るものであり、偽りの署名をする権限のようなものは存在しない。また、代理人による本人の名のみをもってする署名を認めることは、偽造との区別を消滅させ、濫用の危険に導いてしまうとしている。なおここでいう濫用の危険とは、代署を本人自身の署名と信ずることによる手形取得者の危険・債務者の無知に乗じて、債権者が代署し、これに基づいて請求することによる手形債務者本人の危険である、としている (Das österreichische Wechselrecht, 1904,S 41 f)。また、Jacobi は、代理人が直接本人の名を記することができるものとすると、単なる書字補助者も手形本文だけでなく、被補助者の署名まで書きうることになってしまう。補助者が被補助者の名を記入できないということに異論が無いならば、代理人は本人の名を直接署名することはできないと解するべきである、としている (Jacobi, Wechsel-und Schekrecht, 1956.S 240 f)。
- 23) 大審院大正 4 年 10 月 30 日判決・民録 21 輯 1799 頁、大審院大正 6 年 2 月 9 日判決・民録 23 輯 137 頁、大審院大正 9 年 4 月 27 日判決・民録 26 輯 610 頁、大審院昭和 8 年 5 月 16 日判決・民集 12 卷 1167 頁、大審院昭和 8 年 9 月 27 日判決・新聞 3620 号 7 頁、大審院昭和 16 年 5 月 16 日判決・新聞 4706 号 28 頁、最高裁昭和 37 年 3 月 27 日判決・民集 16 卷 632 頁
- 24) 大審院大正 4 年 6 月 28 日判決・民録 21 輯 1076 頁。これに対して竹田前掲 (8) 25 頁は、「署名をなす場合には、本人が代理人に対し署名の代理の方式により手形行為をする権限を与えた旨を表示しているならば、代理の場合よりも一層強い理由で本人に責任がある」と述べられている。
- 25) 石井前掲 (5) 104 頁
- 26) 鈴木前掲 (10) 167 頁、田中 (誠) 前掲 (5) 197 頁、伊沢前掲 (8) 159 頁、田中 (耕) 前掲 (5) 203 頁、石井前掲 (5) 106 頁、星川前掲 (8) 74 頁
- 27) 大審院大正 13 年 2 月 29 日判決・民集 3 卷 25 頁、大審院昭和 10 年 1 月 30 日判決・法学 4 卷 743 頁

- 28) イギリス法では、変造手形により支払いを求めようとする当事者は変造により手形が無効になっていないことを証明しなければならない (Chalmers, Bill of Exchange, p258, 1932)。イギリス法第 63 条 3 項、
- 29) 鈴木前掲 (10) 166 頁、伊沢前掲 (8) 159 頁、大隅・河本前掲 (10) 371 頁、但し、判例は「署名以外の手形の内容を権限なくして変更すること」に限定するとしている (最高裁一判・昭和 41 年 11 月 10 日、民集 20 卷 9 号 1697 頁)。判例と同旨、星川前掲 (8) 74 頁、石井前掲 (5) 106 頁、
- 30) 田中 (誠) 前掲 (5) 205 頁
- 31) Sahumann (Hans), Die Falschschung nach dem neuen Wechsel=und Scheckrecht, 1935.S97 は、署名の変更を変造の一場合として認めるとともに被変造署名に信頼して手形を取得したもののだけを保護すればよいからという理由で、変造後の手形取得者は被変造署名者に対する請求権を取得しないものとしている。
- 32) Schumann; a.a.o. S 108~109; Staub=Stranz, a.o.Art 69.Anm 3. Art 10. Anm 5
- 33) 山尾前掲 (1) 「手形法研究」142 頁注五、竹田前掲 (8) 33 頁、田中 (耕) 前掲 (5) 205 頁、田中 (誠) 前掲 (5) 85 頁、大隅健一郎「改訂手形法小切手法講義」42 頁 (昭和 37 年・有斐閣)、大隅・河本前掲 (10) 53 頁、小橋一郎「手形行為論」356 頁 (昭和 39 年・有信堂)、蓮井前掲論文 (1) 239 頁、
- 34) 大審院昭和 8 年 9 月 28 日判決・法律新聞 3620 号 8 頁
- 35) 山尾前掲研究 (1) 145 頁、同「新手形法論」72 頁 (昭和 19 年・岩波書店)、伊沢前掲 (8) 163 頁、
- 36) 鈴木前掲 (10) 165 頁、同・前掲 (1) 論文 124 ~ 125 頁
- 37) 小町谷操三・商法講義第 4 卷・手形法小切手法 40 頁 (昭和 19 年・有斐閣)
- 38) なお、アメリカ統一商事法典第 3 節 404 条 2 項は、偽造 (forgery) は無権代理 (unauthorized procuracy) とともに、無権限署名 (unauthorized signature) という概念に統一されて、追認を認めている。また、ドイツでは、争いが存するものの、手形署名の偽造の追認を肯定する学説が多い。
- Jacobi, a.a.o. S257f; Baumbach・Hefermehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 1953.S91f; Strang, Wechselgesetz, 14 Aufl, 1952, Art Anm6; Letz, Archiv für die Civilistische Praxis Bd26. S67f. 坂本雄三「手形法・小切手法要論」164 頁 (昭和 32 年・三和書房)
- 39) 鈴木前掲 (10) 166 頁
- 40) 蓮井前掲論文 (1) 240 頁、鈴木前掲 (1) 論文 125 頁
- 41) 最高裁昭和 41 年 7 月 1 日判決・判タ 198 号 123 頁
- 42) Uniform Commercial Code Division 3. Commercial Paper Chapter 4. Liability of Papties. (3404.Unauthorized Signatures) (1) Any unauthorized signature is wholly inoperative as that of the person whose name is signed unless he rotifies it or is precluded from denying it; (2) Any unauthorized signature may be ratified for all purpose of this civision. Such ratifation does not of itself aff ect any rights of the person ratifying against the actual signer.
- 43) Vgl.Schumann, a.a.o. S 6055; Hess, a.a.o. S39ff
- 44) BGB. 826 (Sitlenwidrige vorsätzliche Schädigung) Wer in einer gegen die guten Sitten verstoß enden Weise einem anderen vorsätzlich Schaden zufügt, ist dem anderen zum Ersatze des Schadens verpflichtet. (善良の風俗に反する方法をもって故意に他人に損害を加えた者は、これに対して損害しなければならない)
- 45) 大審院昭和 8 年 9 月 28 日判決・新聞 3620 号 8 頁、大阪高裁昭和 37 年 1 月 31 日判決・判時 294 号 52 頁、
- 46) 大審院昭和 7 年 10 月 4 日判決・法学 2 卷 5 号 126 頁、大審院昭和 10 年 4 月 20 日判決・裁判例 9 卷 113 頁、大審院昭和 13 年 2 月 1 日判決・民集第 17 卷 7 号 613 頁、大審院昭和 13 年 12 月 17 日判決・民集 17 卷 24 号 2651 頁、大審院昭和 15 年 4 月 24 日判決・民集 19 卷 749 頁、最高裁昭和 33 年 2 月 21 日判決・民集 12 卷 8 号 282 頁、最高裁昭和 34 年 6 月 11 日判決・民集 13 卷 6 号 692 頁、名古屋高裁昭和 33 年 2 月 21 日判決・高裁民集第 10 卷 12 号 699 頁、東京高裁昭和 36 年 5 月 27 日判決・東京高裁民事判決時報第 12 卷 5 号 103 頁

- 47) 商法 9 条（登記の効力）、会社法 908 条も、商業登記に公信力を認めたものといえるであろう。
- 48) 田中（誠）前掲（5）57 頁、鈴木前掲（10）55 頁以下、
- 49) Jacobi, a.a.o. S 241.ff
- 50) 小町谷「商法改正案に現れた禁反言の原則」法律時報第 8 巻 12 号 1144 頁、伊沢「判例に現れた禁反言の原則」法律時報第 8 巻 2 号 1151 頁
- 51) 「許諾は明示・黙示を問わず」とする判例、最高裁昭和 30 年 9 月 9 日判決・民集 9 巻 10 号 1247 頁、最高裁昭和 33 年 2 月 21 日判決・民集 12 巻 282 頁、
- 52) 東京地裁昭和 29 年 12 月 10 日判決・金融法務 66 号 4 頁は、「商法第 23 条（現行会社法 14 条・名板貸の責任）の許諾とは、被使用者である本人の使用に対する意思表示であって、第三者にまで通知することを要しない。冒用者に対しては使用禁止を通知すれば足り、一般第三者にその旨を周知せしめる法律上の義務はない。」としている。しかし、古瀬村邦夫・基本法コンメンタル商法 I（改訂版）40 頁は、「一般第三者の誤認の可能性との関連において、不作為に放置することが社会通念上妥当でないと考えられる外観のもとにおける不作為が黙示の許諾」であるとして反対している（同旨石井照久「名板貸の責任」旧商法演習 II・16 頁）。
- 53) Hess, a.a.o. S 45 ff
- 54) 竹田前掲（8）25 頁、大隅・河本前掲（10）87 頁、田中（耕）前掲（5）205 頁、鈴木前掲（10）166 頁、蓮井前掲論文（1）242 頁、蓮井「手形偽造と表見代理」手形研究 6 巻 13 号（65 号）8 頁、大森忠夫「手形行為と表見代理」旧商法演習 II 126 頁、本間喜一「手形行為と表見代理」経済理論第 68 号 5 頁
- 55) 最高裁昭和 43 年 12 月 24 日判決・民集 20 巻 13 号 3382 頁
- 56) 鈴木前掲（1）論文 120 頁
- 57) 旧法でも、これは通説・判例となっていた。大審院大正 13 年 2 月 29 日判決・民集 3 巻 33 頁
もっともこれ以前の判例は、ドイツの旧法上の通説と同様（Staub=Stranz, a.a.o. Art 69

Anm1.) に、手形の要式性を強調して、「手形の変造にして単に或る文言を添加したに止まり、既存の文言を変改したるものに非ざる場合においては、変造に係る部分を除去せば、変造前の文言は依然存在するを以って、手形上の権利関係も亦毫末の影響を受くべきものに非ず」としていた。大審院明治 38 年 5 月 27 日判決・民録 11 輯 790 頁、大審院大正 8 年 3 月 25 日判決・新聞 1560 号 26 頁

- 58) 手形が変造された場合、変造後の署名者は、変造した文言にしたがって責任を負い、変造前の署名者は、原文言に従って責任を負う（手形法第 69 条・第 77 条 1 項 2 号・小切手法第 50 条）。署名者の手形行為当時の記載内容を基準にして責任を定めるのが手形行為の文言性からして当然のことであり、署名者の意思にも合致するからである。

このように変造の存否や変造時期如何が、手形上の署名者の責任の内容に重大な影響を及ぼす。

- 59) イギリス手形法（Bills of Exchange Act）第 64 条は、変造に重要な（実質的な）もの（material）と、そうでないものを別けて設けている。重要なものとして、日付・支払金額・支払時期（満期日）・支払場所をあげ（第 64 条 2 項）、これらを変造した場合は、変造者・変造に同意した者及びその後の裏書人を除くすべての者に対して手形を無効としている。しかし、手形の善意取得者の保護を計り、この変造が手形面上明らか（apparent）でないときは、手形所持人は変造のないものと同様に利用することができ、しかもこの原文言に従って支払を請求することができることとしている（第 64 条 1 項）。変造により手形を相対的に無効とする点において現行手形法とその法理を異にしている。

また、アメリカ法もイギリス法と大体同様である。

- 60) たとえば、除権決定に基づく、権利の実行
- 61) 振出人の記載する裏書禁止文句が抹消変造された場合に関して、振出人はこれをもって善意の被裏書人に対抗しようと判示したのものもある。大審院昭和 10 年 1 月 30 日判決・法学 4 巻 743 頁
- 62) 伊沢孝平「表示行為の公信力」100 頁（法学

- 協会雑誌 46 卷 1081 頁、昭和 24 年再版・有斐閣)
- 63) 大審院昭和 6 年 3 月 6 日判決・裁判例 5、民事 29 頁
- 64) Schumann, a.a.o. S 85~86
- 65) 本稿前述「二、(3) 変造の概念」参照
- 66) 山尾前掲研究 (1) 211 頁以下。また、Young v. Grote. 1827.4. Eing 235 は、同様な事実に関して過失による禁反言則を援用して同一の結果を導いている。
- 67) Schmann.a.a.o. S87~88 は、手形はたまたま自己の信頼する使用人によって、発行前に変造されることがある。このような場合は、善意の第三者に対して変造後の文言による責任を負わなければならない。ただし、その根拠は、使者または代理人に関する民法の規定の援用に求めるのではなく、信義誠実の原則の考慮と、手形・小切手取引保護の特殊な必要という点にあるものとしている。cf. 伊沢・表示行為に公信力 100 頁参照
- 68) London Joint Stock v. Macmillan. 1918.A.C. 777H.L
イギリスの判例にも、被偽造者に取引上の義務違反があり、その義務違反と偽造行為より生ずる損害との間に相当因果関係がある場合に被偽造者に対して偽造の主張を禁じているものがある。
Greenwood v. Mastins Bank, Ltd, 1932. I.K.B. 371. (L.R)
- 69) Müller · Erzbach. Deutsches Handelsrecht, 2.u.3. Aufl S 451
- 70) Müller Erzbach, a.a.o. S 451; Schlickum, Verpflichtungsgestatbestand und Einreden im Wechselrecht, 1932. S 80.
- 71) 鈴木前掲 (10) 169 頁、伊沢前掲 (8) 168 頁、田中 (誠) 前掲 (5) 202 頁
- 72) 大審院民事第一部明治 37 年 2 月 23 日判決・民録 10 輯 199 頁は、「手形債務の履行は、手形に署名したる者に対してのみこれを強要し得べきものなること」を言明している。
- 73) Uniform Commercial Code, Division 3 Commercial Paper, Chapter 4 Liability of Parties (3401 Signature) (1) No person is liable on an instrument unless signature appears thereon.
- 74) Byles, Bills of Exchange, 1955. p61.
- 75) 78) 判時 150 号 32 頁、金融商事 172 号 4 頁、[右無権限署名代理に対する手形法 8 条の適用の有無を検討するに、同条は、代理権を有せざる者が「代理人トシテ為替手形ニ署名シタルトキ」は本人と同一の責任を負うものと規定され、一見無権代理人自身が代理人としての署名、即ち、代理資格を表示して自己自身の署名をした場合にその適用が限定されるが如くであるけれども、元來手形の文言性が強調せられる所以は、主として正常の手形取引における手形取得者の正当な権利の保護と手形債務者の正当な義務の限定とのために存するのであるから、手形面に現われた手形債務者がその義務を負担しないという異常な場合において、かような事態を作出せしめた無権代理人に対し、補充責任を課すための規定として特に設けられた右法条の主旨に徴するとき、かような補充責任の負担者の利益のために、殊更に前記の如くその必要最小限の遵守されている文言性をそれ以上に強調し代理人自身の署名と代理資格それ自体が手形上に表示されている典型的無権代理行為のみにその適用を限定することは、むしろ取引安全保護の趣旨に副わない憾があり、この点において無権限署名代理を右の通常の無権限代理と区別して取扱わねばならぬ実質的理由は認められない (そして手形取引における異常現象の場合に、必ずしも厳格な文言性のみによって業務者の責任を限定しない事例として、手形法第 69 条後段の規定が存することも参照せられて参るべきである。) から、右手形法第 8 条に代理人として署名したときとあるのは、代理人が代理人として直接本人の署名をした場合をも含むものとし、即ち、右法条は本件の如き無権限署名 (記名捺印) 代理の場合にも等しく適用せられるものと解するを相当とする。そして、かく解することによって初めて、無権代理の場合には無権代理人に手形法上の責任を課し、偽造の場合には偽造者に不法行為上の責任を課すという各場合に応じた法理の適用により、手形権利者の救済を所期し得ることになるのである。]
- 76) 本稿「二、(2) 偽造の概念」参照
- 77) 79) 最高裁第二小法廷昭和 49 年 6 月 28 日判決・民集 28 卷 6 号 28 頁、「偽造手形を振り

出した者は、手形法 8 条の類推適用により手形上の責任を負うべきものと解するのが相当である。けだし、手形法 8 条による無権代理人の責任は、責任負担のための署名による責任ではなく、名義人本人が手形上の責任を負うかのように表示したことに對する担保責任であると解すべきところ、手形偽造の場合も、名義人本人の氏名を使用するについて何らの権限のない者があたかも名義人本人が手形上の責任を負うものであるかのように表示する点においては、無権代理人の場合とかわりではなく、したがって、手形署名を作出した行為者の責任を論ずるにあたり、代理表示の有無によって本質的な差異をきたすものではなく、代理表示をせずに直接本人の署名を作出した偽造者に対しても、手形法 8 条の規定を類推適用して無権代理人と同様の手形上の担保責任を負わせて然るべきものと考えられるからである。そして、このように解すると、手形の偽造署名者に対しては、不法行為による損害賠償請求という迂遠な方法によるまでもなく直接手形上の責任を追求し得るし、また、手形偽造者が本来手形責任を負うべき債務者として追加されることによって、善意の手形所持人は一層手厚く保護され、取引の安全に資することにもなるものと思われるのである。』

- 80) 田中(誠)前掲(5) 202 頁、石井前掲(5) 113 頁
- 81) 松本前掲(5) 144 頁、伊沢前掲(8) 98 頁
- 82) Lehmann. S 83 で、次のように述べている。手形法学(Wechselrecht)の第二期は、手形をもって証券的な債務(Skripturobligation)とみようとする考えたと、古い諾成契約説との間の闘争の時代である。しかし、手形は旧い考え方がそれを閉じ込めていた殻を破ってしまった。この強力な手段が裏書であり、これによって手形はついにそのつながれていた束縛を断ち切ることに成功した。
- 83) 伊沢前掲(1) 私法学論集上・268 頁
- 84) Britton, On Bills and Notes, 1943. §167. p802.. Britton, op cit. note 1 で引用している Pratt v. Hopper 1936.12.Cal. App.2d, 291, 55.p.2d.517 は、第 18 条に規定されている原則は、単に流通証券及び特殊取引の場合を除くと、顕名

されていない本人といえども責任を負うとする商人性の原則を表現したものに過ぎないが、流通証券の場合には、顕名されていない本人には、どのような場合にでも責任を負わずることができない、という原則(法則)が確立しているようである。流通証券の場合にこの制度が生じてくるのは、当事者の性格のためではなくして、流通証券の性質のためである。誰が本人であるかということを証券上に十分に示さないで、代理人が流通証券を作成して発行したときには、たとえその代理人がその証券を代理人として作成・発行したものであったとしても、本人に責任を負わせるために口頭の証券を提出することは許されることではない。原則に對するこのような例外が生まれたのは、流通証券を取得するところの各当事者は、その証券上に現われている者がその支払の責任を負担するものであると考えて、その者と契約するからである。そこで流通証券に基づく訴えにおいては、本人の名前が証券の上に現わされていない限りは、誰かを本人として責任を負担させるために証拠を提出するということが許されないのである。

このように、流通証券上の行為から実質上の利益を享受する者が他にあったとしても、その者が証券に署名していないならば、単に実質上の利益享受者であるというだけで、証券上の責任を負わずることができないというのが統一流通証券法第 18 条によって明規されている原則である。この規定を承継して設けられたアメリカ統一商事法典第三節第 401 条も同趣旨のものである。

また前述したイギリス手形法 23 条もこれと全く同一の趣旨である。(Chalmers, Bills of Exchange, sixth, ed p67, Illustration 1)

「手形の振出人、裏書人または引受人としてこれに署名していない者は、その振出人、裏書人または引受人として義務を負うことはない。ただし(1) 商号または仮名を以て手形上に署名した者は、本名を以て署名した場合と同様の義務を負う」

- 85) アメリカ統一流通証券法第 134 条「手形以外の紙に記載された引受は、この紙片を示され、かつこれを信頼して有償にその手形を取得した者に対する場合のほかは、引受人を拘

- 束する効力を有しない。」、同法 135 条「手形の振り出し前になされた書面による無条件の手形引受の約束は、これを信頼して有償にその手形を取得したすべての者にとっては、真実の引受として認められる。」
- 86) Uniform Commercial Code, Division 3. Commercial Paper. Chapter 4. Liability of Parties. (3404. Unauthorized Signatures) (1) Any unauthorized signatures is wholly inoperative as that of the person whose name is signed unless he ratifies it or is precluded from denying it; but it operates as the signature of the unauthorized signer in favor of any person who in good faith pays the instrument or takes it for value.
- 87) 田中 (誠) 前掲 (5) 142 頁以下
- 88) Karl Adler, Das österreichische Wechselrecht, 1904. S44. Felix Meyer, Das Wechselrecht, Bd 7.1909, S50 も同旨である。
- 89) 但し、山尾博士は手形偽造者に無権限使用者と解して、単に不法行為上の責任を負担するに止めず、これにも民法 117 条の適用あるものと解すべきではないかとされている。(前掲 (1) 論文第 5 号 35 頁、研究 151 頁
- 90) Staub=Stranz, a.a.o. 12 Aufl, Art 95. Anm 14、なおここで Michaelis, Art 95, Anm 5. を反対意見として掲げている。
- 91) この点については、Michaelis, Art 5, Anm 9 も賛成している。
- 92) (一)本人を明示せず代理人のみの署名をする場合、(二)本人の署名を代署する場合、(三)本人を明示して代理関係を示して代理人が署名する場合、
- 93) Staub=Stranz, a.a.o. Art 8, Anm 15.
- 94) Michaelis; Wechselgesetz, 1932. Art 95. Anm 5.
- 95) 葉師寺志光「新手形法註釈」法学志林第 37 巻第 8 号 142 ~ 143 頁
- 96) 前掲注 (22) 参照
- 97) Jacobi, a.a.o. S 260. 詳しくは、小橋前掲 (1) 民商法雑誌 34 巻 4 号 46 頁、同「手形行為論」358 頁参照。同旨として、Baumbach-Hefermehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 10 Aufl. 1970. Art 8. Rdg 3; Rehfeldt-Zöllner, Wertpapierrecht, 10 Aufl, 1972, S49.
- 98) E.Ulmer, Das Recht der Wertpapiere, 1938, S181.
- 99) New Georgia Nat. Bank of Albany, GA. v. J and G Lippmann, 1928, 219 N.Y. 307.164. NE.108.60. A.L.R. 2344.
- この事件は、約束手形に、L.J.Lippmann という個人が、法人である J and G Lippmann の署名をする権限を有していないのも拘わらず、「J and G Lippmann, L.J Lippmann, Pres」という署名をしたものであった。この手形について裁判所は原告の主張を採用して無権限の代署の手形上の責任を認めた。すなわち原告は、「L.J.Lippmann は自ら証券上の責任を負担するものである」と主張したのである。つまり「普通法上は無権限で本人の名前を代理署名した代理人の責任は、権限の存在を保証する黙示の担保義務に違反したという理論に基づくものであったが、流通証券法第 20 条はこの普通法の原則を変更したものである」と主張した。
- 100) Britton, op cit 166. p800.
- 101) 手形行為における「署名」は、前述したように債務負担の目的を持って自分の署名をすることである。
- 102) 統一商事法典の原文は前掲 (42) 参照
- 103) Uniform Laws. Annotated, Uniform Commercial Code, 1957, official text with Comments, Reproduced by permission (Edward Thompson, Company, Brooklyn, N.Y) Sec 3-404. p287; Uniform Commercial Code. The American Law Institute National Conference of Commissioners on Uniform State Laws, 1962. Official Text with Comments, Sec 3-404. p290.
- 104) 伊沢孝平「米国商業証券法」210 ~ 211 頁、同・法学論集 8 巻 2 号 90 ~ 92 頁、竹田前掲 (8) 33 頁は「手形法第 8 条の類推により偽造者も無権代理人と同一の手形上の責任を負うと解するべきではないかと考える」とされているのに対して、鈴木前掲 (10) 166 頁は「偽造者もまた、手形上の責任を負担しない。この点は無権代理人(手 77 条 2 項・8 条)と異なるが、偽造者はその名が手形上に表示されていないので、手形行為の文言性からいって、手形債務を負担させる基礎がなく、また、実際上も偽造者は手形上に表示されていないから、第三者がそれを信頼するという事もないわけである。」と述べられていた。しかし、偽造者の名が手形上に表示されてい

- ないことは、これに手形上の責任を負担させることも妨げとならないことは、本文で述べた通りであるし、またその名称が手形上に表示されていないければ第三者がその偽造者の表示を信頼するというようなことが起こらないとは決定し難いし、表示者の名称が手形上に現われていなくても、真正な署名であるとする現実の表示については、表示主体に対する信頼が生じうるのが一般的であるから、鈴木博士の考え方には賛成できない。なお鈴木博士もその後見解を修正して偽造者にも手形上の責任が認められうるものとするに至った。前掲「判例手形・小切手法」の論文で改説
- 105) Staub=Stranz, a.a.o. Art 69. Anm 1. によれば、従来のドイツ大審院 (R.G.) の判例 (R.G.Bd. 54, 389, 108, 78, 111, 280, 112, 85) は、手形文言の変造があった場合に原文言による責任があるか否かは、変造文言と並んで原文言が手形上に残存している場合にのみ問題となる。つまり、変造を取り除いても原文言がなければ存在し、その原証券債務がなお明らかである場合だけであるとしている。
- 106) 大審院明治 38 年 5 月 27 日判決・民録 11 輯 790 頁も、手形債務の証券性を強調して「手形ノ変造ニシテ単ニ或文言ヲ添加シタルニ止マリ、既存ノ文言ヲ変改シタルモノニ非ザル場合ニ於テハ、変造ニ係ル部分ヲ除却セバ変造前ノ文言ハ依然存在スルヲ以ッテ、手形上ノ権利関係モ亦毫末ノ影響ヲ受クベキモノニ非ズ」と判示している。
- 107) Staub=Stranz, a.a.o. Art 69. Anm7.
- 108) Staub=Stranz, a.a.o. Art 69. Anm13. 伊沢前掲 (8) 159 頁
- 109) Staub=Stranz, a.a.o. Art 29. Anm8.9. 小橋一郎「基本法コンメンタール手形法・小切手法 (第 2 版)」59 頁、大隅 = 河本前掲 (10) 212 頁、
- 110) 田中 (誠) 前掲 (5) 741 頁、石井前掲 (5) 304 頁、伊沢前掲 (3) 420 頁、高田源清「為替手形の引受と小切手の支払保証」講座 4 巻 22 頁注(二)
- これらの通知を受けた者は、その通知を信頼してその後の行動をとっているであろうから、このような支払人にいわゆる禁反言の原則に基づく責任を課しうるのである。
- 111) 前田庸「基本法コンメンタール手形法・小切手法」24 頁、大隅 = 河本前掲 (10) 90 頁、田中 (誠) 前掲 (5) 154 頁、小橋一郎「手形行為論」334 頁、竹田前掲 (8) 27 頁、服部栄三「手形行為の代理」講座 1 巻 173 頁、同・判例手形小切手法 1. - 246 頁
- 112) 松本前掲 (5) 75 頁、田中 (耕) 前掲 (5) 204 頁、田中 (誠) 前掲 (5) 194 頁、星川前掲 (5) 75 頁、水口吉蔵「手形法論」351 頁 (大正 10 年・訂正増補第 6 版・清水書店)、大橋光男「手形法」364 頁 (昭和 15 年・有精堂)、織田嘉七「手形及小切手法」19 頁 (昭和 16 年・巖松堂書店)、石井前掲 (5) 110 頁、鈴木前掲 (10) 166 頁、大隅前掲 (5) 41 頁、納富・「手形法の諸問題」68 頁以下 (昭和 55 年・有斐閣)、小橋「商法論集Ⅲ」122 頁 (昭和 59 年・成文堂)、坂井前掲 (5) 383 頁等
- 113) 大審院大正 12 年 3 月 14 日判決・民集 2 巻 103 頁、大阪高裁昭和 40 年 11 月 26 日判決・金融法務 430 号 9 頁、大阪地裁昭和 45 年 7 月 20 日判決・金融商事 226 号 8 頁
- 114) 田中 (耕) 前掲 (5) 204 頁、田中 (誠) 前掲 (5) 202 頁、石井前掲 (5) 113 頁、鈴木前掲 (10) 169 頁、大橋前掲 (112) 369 頁
- 115) 伊沢前掲論文 (1) 45 頁
- 116) 自分は誰れの代理人でもなく、自らが本人であると表示しておいて、後に自分はまったくの代理人として行動したのでであると主張することは、禁反言の原則上許されない。伊沢孝平「表示行為の公信力」(再販昭和 24 年・有斐閣)
- 117) 田中 (誠) 前掲 (5) 195 頁
- 118) 大審院大正 4 年 9 月 15 日判決・民録 21 輯 1465 頁、大審院昭和 8 年 9 月 28 日判決・民集 12 巻 2362 頁、最高裁昭和 37 年 7 月 6 日判決・民集 16 巻 1491 頁、鈴木前掲 (10) 156 頁、大隅 = 河本前掲 (1) 92 頁、服部前掲 (111) 講座 1 巻 174 頁
- 119) 長谷川前掲 (1) 論文 239 号 12 頁
- 120) Jacobi, a.a.o.245.
- 121) 竹田前掲 (8) 33 頁
- 122) 山尾前掲 (8) 151 頁、竹田前掲 (8) 33 頁、伊沢前掲 (8) 171 頁、河本前掲 98 頁、道端忠孝「手形・小切手法読本」129 頁 (2005 年・尚学堂)
- 123) 最高裁昭和 49 年 6 月 28 日判決・民集 28 巻

- 5号 655頁、判決内容は前掲(77)(79)
- 124) 最高裁昭和55年9月5日判決・民集34巻5号 667頁
- 125) 田中(誠)前掲(5) 595頁
- 126) 大隅健一郎「手形行為者の名称—偽造者の手形上の責任」法律時報34巻4号 75頁、(商法の諸問題 360頁)、蓮井前掲(1)講座1巻249頁、鈴木前掲(1)論文128頁、服部栄三「手形小切手法(改訂版)」86頁(昭和46年・商事法務研究会)、同「手形行為における表見代理」法学教室(第1期)7号5頁
- 127) 田中(誠)前掲(5) 195頁、この点について大隅健一郎・民法雑誌72巻5号 883頁は反論として、「偽造の主観的意思は種々でありうるが、偽造者自ら手形に署名しているのであるから、それは行為者の自己のためにする手形行為と認める」ほかない、としている。
- 128) 長谷川前掲(1)論文239号 11頁
- 129) 畔上英治「手形行為の書面性とその対応に関する試論」(会社と訴訟・松田二郎在職記念論文集)下巻 928頁
- 130) Staub=Stranz a.a.o. Art 8. Anm 24~25. 伊沢前掲(1)論文 49頁
- 131) 薬師寺前掲(95) 37巻 1238頁、伊沢前掲(1)論文 49~50頁
- 132) 竹田前掲(8) 33頁、大隅=河本前掲(5) 53頁、伊沢前掲論文(1) 49頁、長谷川前掲(1)論文 239号 13頁、Baumbach; a.a.o. Art 8. Anm 87. しかし、Jacobi, a.a.o. S 261. は否定的に解している。
- 133) 前掲注(34), (35), (36), (53), (54), (55) 参照
- 134) 山尾前掲(1)論文、伊沢前掲(1)論文、偽造者の責任のみ肯定しているものには、鈴木前掲(1)論文、小橋前掲民法雑誌掲載論文、但し、小橋氏はその後「手形行為論」で改説し否定説になっている。
- 135) 吉井溥「手形偽造と手形法八条の類推適用」金融・商事判例445号2頁以下、星川長七「手形偽造者の手形上の責任」法律のひろば第27巻12号1頁以下、蓮井良憲「手形偽造と手形法八条の類推適用」判例評論192号16頁以下、手塚尚男「手形偽造と手形法八条の類推適用」判例タイムズ314号124頁以下、鈴木弘「手形偽造と手形法八条の類推適用」手形研究220号4頁以下、田邊光政「手形偽造と手形法八条の類推適用」ジュリスト590号101頁以下、長谷川前掲論文、前田庸「手形法・小切手法入門」92頁(1983年・有斐閣)しかし、これに対して、大隅前掲民法雑誌掲載の判例批評は反対している。
- 136) 山尾前掲(1)論文73頁、伊沢前掲(1)論文47頁、道端前掲(122)129頁

Consideration about Forgery and Alteration of a Note

YAMAMOTO Takeshi
Law Authorization Course Lecturer

Abstract

Law on bills makes security nature the special feature.

This guiding principle is harmonizing protection of the distributivity of a note, and protection of an obligor.

As a result of emphasizing the formalism of law-on-bills theory conventionally, the result which injures the safety of note dealings by the case was produced, and harmony of the profits of the note creditor and note obligor who are the guiding principle of law on bills might not be aimed at. The principle of formalism was reconsidered from a viewpoint that it can plan if these harmony is carried out what.

It is a principle that those who do not sign a note do not take the responsibility on a note. However, this principle also has the responsibility by the matter which is not indicated by the note pursued in the 8th article, 29-article the 2nd clause, and 69 article.

The appearance of a note is made without signing, the third person who trusted and traded in the note should be taken care of also to those (a forger and alteration person) who put on circulation, and responsibility should be permitted to them.